

史跡 二俣城跡及び鳥羽山城跡 保存活用計画

Plan of Preservation and Utilization on
Futamata Castle and Tobayama Castle

浜松市

2020年3月

Hamamatsu City, March 2020



史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡
保存活用計画

2020年

浜 松 市

例 言

- 1 本書は、静岡県浜松市天竜区二俣町に所在する史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存活用計画である。
- 2 本計画の作成は平成 29 年度（2017 年度）に事前準備に着手し、平成 30 年度（2018 年度）、令和元年度（2019 年度）に行った。
- 3 計画策定にあたり、山下信一郎氏（文化庁）、山田啓子氏（静岡県教育委員会）及び田村隆太郎氏（静岡県文化・観光部文化局）の指導を得た。
- 4 本書の執筆・編集は、浜松市市民部文化財課（浜松市教育委員会の補助執行機関）が行い、株式会社フジヤマ都市・地域創造部文化財研究室がこれを補佐した。

凡 例

- 1 二俣城跡及び鳥羽山城跡の名称の表記は次のとおりとした。
史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡：国指定史跡として指定された範囲
二俣城跡及び鳥羽山城跡、二俣城跡、鳥羽山城跡：廃城後の各遺跡
二俣城、鳥羽山城：城郭として機能していた時代の各城
- 2 二俣城跡及び鳥羽山城跡における曲輪等の名称は、浜松市教育委員会が平成 29 年（2017）に刊行した『二俣城跡・鳥羽山城跡総合調査報告書』に倣う。
- 3 二俣城跡及び鳥羽山城跡にかかわる発掘調査は、『二俣城跡・鳥羽山城跡総合調査報告書』（2017 浜松市教育委員会）に掲載した内容を一部抜粋・整理して再録した。

目 次

| | |
|----------------------------|-----|
| 第1章 計画策定の目的 | 1 |
| 第1節 背景及び経緯 | 1 |
| 第2節 計画策定の目的 | 2 |
| 第3節 行政上の位置づけ | 2 |
| 第4節 策定体制 | 7 |
| 第5節 計画の実施 | 10 |
| 第2章 二俣城跡及び鳥羽山城跡の概要 | 11 |
| 第1節 指定に至る経緯 | 11 |
| 第2節 指定の状況 | 12 |
| 第3節 史跡を取り巻く環境 | 17 |
| 第4節 二俣城跡及び鳥羽山城跡の構造 | 45 |
| 第5節 発掘調査の成果 | 59 |
| 第3章 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の諸要素 | 69 |
| 第1節 城跡をめぐる価値の総体 | 69 |
| 第2節 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡にかかわる構成要素 | 72 |
| 第4章 史跡をめぐる現状と課題 | 73 |
| 第1節 保存にかかわる現状と課題 | 73 |
| 第2節 活用にかかわる現状と課題 | 93 |
| 第3節 整備にかかわる現状と課題 | 98 |
| 第4節 運営及び体制整備にかかわる現状と課題 | 104 |
| 第5章 保存活用の基本方針 | 107 |
| 第1節 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡が目指す姿 | 107 |
| 第2節 基本方針 | 108 |
| 第6章 史跡の保存管理 | 109 |
| 第1節 保存管理の方向性 | 109 |
| 第2節 保存管理の区域区分と具体的な手法 | 110 |
| 第3節 現状変更の取扱い | 115 |
| 第4節 植生管理について | 119 |
| 第5節 史跡追加指定の考え方 | 121 |
| 第6節 指定地の公有化 | 121 |
| 第7節 防災計画 | 121 |
| 第7章 史跡の活用 | 123 |
| 第1節 活用の方向性 | 123 |
| 第2節 史跡の周辺との関係性 | 123 |
| 第3節 活用の方法 | 124 |
| 第8章 史跡の整備 | 131 |
| 第1節 整備の方向性 | 131 |
| 第2節 全体としての整備方針 | 132 |
| 第3節 個別の整備方針 | 134 |
| 第9章 運営と体制整備 | 139 |
| 第1節 運営と体制整備の方向性 | 139 |
| 第2節 運営と体制整備の方法 | 139 |
| 第10章 実施計画 | 141 |
| 第1節 保存活用事業における各施策の実施計画 | 141 |
| 第2節 経過観察 | 144 |
| 第3節 今後の課題 | 146 |

挿 図 目 次

| | | | |
|--------------------------------------|----|--|-----|
| Fig. 1 史跡二侯城跡及び鳥羽山城跡の位置 | 1 | Fig. 49 北西隅角調査状況 | 62 |
| Fig. 2 関連計画との関係 | 2 | Fig. 50 庭園遺構 | 64 |
| Fig. 3 二侯城跡及び鳥羽山城跡 | 11 | Fig. 51 鳥羽山城跡主要出土遺物 | 64 |
| Fig. 4 指定範囲図 | 15 | Fig. 52 大手道石垣埋没状況 | 64 |
| Fig. 5 土地所有区分図 | 16 | Fig. 53 鳥羽山城跡調査区配置図 | 65 |
| Fig. 6 二侯城跡及び鳥羽山城跡周辺の地質図 | 17 | Fig. 54 本丸北西部調査区詳細図 | 66 |
| Fig. 7 光明山古墳 | 18 | Fig. 55 庭園遺構詳細図 | 67 |
| Fig. 8 二侯城跡・鳥羽山城跡の位置と周辺城郭 関連遺跡分布図 | 19 | Fig. 56 礎石建物詳細図 | 67 |
| Fig. 9 二侯城跡・鳥羽山城跡の位置と周辺城郭 関連遺跡分布図 | 21 | Fig. 57 大手道発掘調査詳細図 | 68 |
| Fig. 10 諸大名の勢力範囲 | 23 | Fig. 58 二侯城跡堀・土塁・曲輪等現況写真 | 77 |
| Fig. 11 田代家 | 24 | Fig. 59 鳥羽山城跡堀・土塁・曲輪等現況写真 | 77 |
| Fig. 12 袴田喜長顕彰碑 | 24 | Fig. 60 二侯城跡堀・土塁・曲輪等現況図 | 78 |
| Fig. 13 転車台 | 26 | Fig. 61 鳥羽山城跡堀・土塁・曲輪等現況図 | 79 |
| Fig. 14 内山真龍生家長屋門 | 26 | Fig. 62 二侯城跡石垣現況図 | 82 |
| Fig. 15 行政区の変遷 | 27 | Fig. 63 鳥羽山城跡石垣現況図 | 83 |
| Fig. 16 交通現況図 | 29 | Fig. 64 二侯城跡石垣現況写真 | 84 |
| Fig. 17 史跡付近の道路網図 | 30 | Fig. 65 鳥羽山城跡石垣現況写真 | 84 |
| Fig. 18 秋野不矩美術館 | 31 | Fig. 66 二侯城跡植栽現況図 | 86 |
| Fig. 19 天竜壬生ホール | 31 | Fig. 67 二侯城跡植栽現況写真 | 87 |
| Fig. 20 公共公益施設・便益施設分布図 | 33 | Fig. 68 鳥羽山城跡植栽現況図 | 88 |
| Fig. 21 事業所数、従業者数の割合 | 34 | Fig. 69 鳥羽山城跡植栽現況写真 | 89 |
| Fig. 22 二侯地区の指定文化財等分布図 | 35 | Fig. 70 二侯城跡建築物・工作物等現況図 | 91 |
| Fig. 23 法適用現況図（防災関連） | 41 | Fig. 71 鳥羽山城跡建築物・工作物等現況図 | 92 |
| Fig. 24 法適用現況図（環境関連） | 42 | Fig. 72 内山真龍資料館 | 94 |
| Fig. 25 法適用現況図（都市計画関連1） | 43 | Fig. 73 二侯城跡その他構造物現況写真 | 101 |
| Fig. 26 法適用現況図（都市計画関連2） | 44 | Fig. 74 鳥羽山城跡その他構造物現況写真 | 101 |
| Fig. 27 二侯三城の位置関係 | 45 | Fig. 75 二侯城跡整備の課題図 | 102 |
| Fig. 28 二侯城跡二号堀 | 48 | Fig. 76 鳥羽山城跡整備の課題図 | 103 |
| Fig. 29 二侯城跡三号堀 | 48 | Fig. 77 城山公園の管理範囲図（二侯城跡） | 105 |
| Fig. 30 西の丸I城内で最も高い石垣 | 49 | Fig. 78 鳥羽山公園の管理範囲図（鳥羽山城跡） | 106 |
| Fig. 31 西の丸II土塁 | 49 | Fig. 79 二侯城跡区区分図 | 112 |
| Fig. 32 二侯城における石垣配置図 | 50 | Fig. 80 鳥羽山城跡区区分図 | 113 |
| Fig. 33 二侯城における城内通路 | 50 | Fig. 81 構成要素と区区分の対照 | 114 |
| Fig. 34 二侯城跡復元遺構図 | 51 | Fig. 82 浜松城 | 123 |
| Fig. 35 鳥羽山城における石垣配置図 | 54 | Fig. 83 「堀尾吉晴の一生」パンフレット； 堀尾吉晴公共同研究会 | 125 |
| Fig. 36 鳥羽山城の城内通路 | 55 | Fig. 84 ストーリー設定のプロセスチャート | 126 |
| Fig. 37 田代家通路 | 55 | Fig. 85 歴史文化資源分布図（二侯をめぐる攻防と 城下町） | 127 |
| Fig. 38 鳥羽山城跡遺構復元図（1） | 56 | Fig. 86 歴史文化資源分布図（交通の要衝としての 二侯の繁栄・林業の隆盛と二侯の近代化） | 128 |
| Fig. 39 鳥羽山城跡遺構復元図（2） | 57 | Fig. 87 歴史文化資源分布図（文化の中心地としての 二侯） | 129 |
| Fig. 40 鳥羽山城跡遺構復元図（拡大図） | 58 | Fig. 88 歴史文化資源分布図（自然とともに歩む 人々の営みと信仰） | 130 |
| Fig. 41 二侯城跡西の丸I作業風景 | 59 | Fig. 89 眺望確保のイメージ | 135 |
| Fig. 42 二侯城跡三号堀発掘調査状況 | 59 | Fig. 90 二侯城跡整備計画イメージ図 | 136 |
| Fig. 43 西の丸I石垣検出状況 | 60 | Fig. 91 鳥羽山城跡整備計画イメージ図 | 137 |
| Fig. 44 二侯城跡主要出土遺物 | 60 | Fig. 92 事業推進体制図 | 140 |
| Fig. 45 中仕切門礎石検出状況 | 60 | | |
| Fig. 46 二侯城跡調査区配置図 | 61 | | |
| Fig. 47 天守台の構造 | 62 | | |
| Fig. 48 西面埋もれ隅角 | 62 | | |

第1章 計画策定の目的

第1節 背景及び経緯

1 計画策定の沿革

二俣城跡及び鳥羽山城跡は天竜川が山塊を抜けて平地に移行する転換点に位置する浜松市天竜区二俣町に築かれた城跡である。両城の正確な築城年代は不明であるが、二俣城については永禄3年(1560)、桶狭間の戦い以後、今川氏の支配のもと戦略拠点化が進んだものと考えられる。両城は元龜3年(1572)から天正3年(1575)の間、徳川氏と武田氏による激しい攻防戦の舞台になり、天正18年(1590)、徳川家康の関東移封後、豊臣系大名である堀尾吉晴の勢力下で石垣を伴う城郭として整備された。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い以降、軍事的な緊張が徐々に薄れるにしたがい、両城はその役割を失い、遅くとも元和元年(1615)までには廃城になったとみられる。

両城跡は、近世に入ると畑地などに用いられ、大きな土地の改変はなされなかった。一方、両城跡を公共の場として捉える認識は地域の中で広く共有されており、鳥羽山城跡では早くも戦前期に公園開発が進められた。戦後期には、両城跡の中心部は都市公園「城山公園」、「鳥羽山公園」として整備され、多くの市民に親しまれている。また、この間、両城跡は市史跡に指定され、文化財の保護策もあわせて講じられている。

浜松市では、天竜川流域の戦国期から織豊期に至る城跡群に着目し、遺構の適切な保存のもと地域資源として活用することを目的とした城跡整備活用事業を平成22年度(2010年度)から開始した。この事業では、二俣城跡及び鳥羽山城跡を中心的な対象と位置づけ、発掘調査をはじめ、史料集成や歴史地理調査などの総合的な調査研究を進め、平成29年(2017)には『二俣城跡・鳥羽山城跡総合調査報告書』を刊行した。この総合調査を通じ重要性が評価され、平成30年(2018)2月13日、両城跡は「二俣城跡及び鳥羽山城跡」として国史跡に指定された。

両城跡の国史跡指定を経て、平成30年度(2018年度)から城跡整備活用事業は史跡等整備活用事業に移行した。本事業において、平成30年度(2018年度)から令和元年度(2019年度)にかけて、史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存と活用を適切に進めるための保存活用計画の策定を行った。



Fig.1 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の位置

第2節 計画策定の目的

二俣城跡及び鳥羽山城跡は、戦国期に造られ、織豊期に堀尾氏によって石垣を持つ城郭として整備された。軍事拠点と居館としての機能を分化しつつ整備された様子をよく示す城跡であり、戦国期から近世にかけての城跡の変遷と、政治・軍事の在り方とを知るうえで重要な史跡である。

本書において史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡が持つ価値と構成要素を明確化し、適切に保存・活用していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱い基準等を定める。また史跡を適切に保存・管理・整備・活用し次世代へ確実に継承するための指針について検討し、将来あるべき姿を提示するための方策を示す。

第3節 行政上の位置づけ

本計画は、上位計画である「浜松市総合計画」、「浜松市文化振興ビジョン」、「浜松市文化財保存活用地域計画」（策定中）と整合を図るとともに、関連するその他個別計画との整合・連携を図りながら策定するものとする。市の関連する個別計画の中では、「浜松市歴史的風致維持向上計画」（策定中）とは、文化財の活用・地域づくり・まちづくりに繋げていくという点において、深い関連を有することから、より密に連携を図る必要がある。

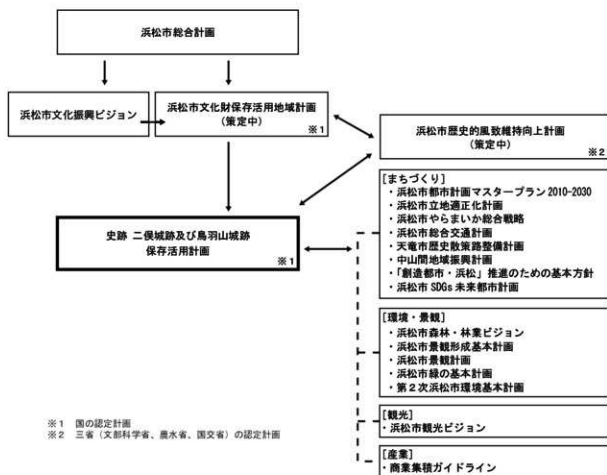


Fig.2 関連計画との関係

※1 国の認定計画

※2 三省（文部科学省、農水省、国土省）の認定計画

1 上位計画

(1) 浜松市総合計画

平成26年度(2014年度)に策定した「浜松市総合計画」(目標年次:平成56年度(2044年度))においては、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市(※)・浜松』」を都市の将来像として掲げ、柔軟な発想と多様な結びつきの中で、市民協働によるまちづくりを推進するとともに、技術も文化も国際色豊かなクリエイティブシティ(創造都市)としての自立的な発展を目指している。

浜松市総合計画は、基本構想(30年)、基本計画(10年)、戦略計画(1年)の3構造からなり、「文化・生涯学習」の分野別計画においては、基本政策として「感動のある生活、歴史・文化・スポーツによる豊かさの創造」を掲げ、「地域の文化遺産の継承」「地域の文化遺産の保全・活用」を主要項目にあげている。

※創造都市とは、地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、その活動が新しい価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく都市のことを指します。

(2) 浜松市文化振興ビジョン

平成21年度(2009年度)に策定した「文化振興ビジョン」(目標年次:平成31年度(2019年度))は、「浜松市総合計画」を上位計画として、文化にかかわる本市の目指すべき都市像を明示するとともに、文化振興のための全体的な施策のあり方を整理し、今後の文化振興の指針とするものとして位置づけられている。新ビジョンは令和2年度(2020年度)にスタートし、おおむね10年間を展望する。

新たな文化振興ビジョンにおいては、基本目標として「文化で市民の幸せを創り出す都市」を掲げ、「多様な文化の豊かさの発見と文化芸術資源の活用」「伝統的、歴史的文化の保存と継承支援」「文化とまちづくりとの連携」などを施策の方向性としていく。

(3) 浜松市文化財保存活用地域計画(策定中)

文化財の保存・活用のための取り組みを中長期的な観点から位置づけ・実施するために、平成31年(2019)4月1日施行の改正文化財保護法第183条に基づく国の認定に向けて、文化財保存活用地域計画策定の検討準備を進めている。計画は令和2年度(2020年度)に策定を行い、令和3年度(2021年度)に国認定をめざす。

2 関連する個別計画

(1) 浜松市歴史的風致維持向上計画(策定中)

歴史的風致維持向上計画とは地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)に基づき、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する計画であり、本計画を主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定することにより、その取り組みを支援するものである。現在策定中の本計画では、天竜区二俣地区を重点区域としてとりあげる予定である。

(2) 浜松市都市計画マスタープラン2010-2030

平成22年度(2010年度)に策定した「浜松市都市計画マスタープラン」(目標年次:平成42年度(2030年度))においては、「多様に輝き、持続的に発展する都市」を将来都市像として掲げている。この計画

では、「城山公園（二俣城址）や鳥羽山公園（鳥羽山城址）、地域に残る鎮守の森などを地域の歴史と一体となったみどりとして保全」し、「地域の歴史を物語る二俣地区のまちなみ、秋葉神社、秋葉道、地域のシンボルとなっている春塾杉（春野スギ）などの樹木や施設及び二俣城址、高根城址など」を「地域の誇りや個性として保全し、その魅力を継承」することを方針としている。

（3）浜松市立地適正化計画

平成30年度（2018年度）に策定した「浜松市立地適正化計画」（目標年次：平成56年度（2044年度））では、都市の賑わい向上を図るため、都市機能や都市施設の立地を誘導する都市機能誘導区域を定め、広域な公共交通ネットワークを活かして、商業・文化等の機能を集積し、都市機能の向上や維持を図るとしている。このうち、二俣・西鹿島・気賀駅周辺には、優先的に立地誘導する施設として地域サービス型の公共施設であるホールや保健福祉センター、図書館が位置づけられている。

（4）浜松市やらまいか総合戦略（策定中）

平成27年度（2015年度）に策定した「浜松市やらまいか総合戦略（第1期浜松市総合戦略）」は、「浜松市総合計画」を基本とし、市の特色を活かした独自性のある人口減少対策を定めている。

第2期浜松市総合戦略は、令和2年度（2020年度）を初年度とし、「長期ビジョン」の下に今後5年間の基本目標や施策を掲げて実行するものである。策定の基本方針として、第1期浜松市総合戦略における基本目標・数値の継続、施策の継続、強化に加え、将来的な移住にもつながる「関係人口」の拡大、創出といった新たな視点の導入が検討されている。

（5）浜松市総合交通計画

平成22年度（2010年度）に策定した「浜松市総合交通計画」（目標年次：平成42年度（2030年度））においては、将来の交通ビジョンを「はままつ流の多様なくらしに対応した『安全・安心・快適』な交通を目指して」と定めている。この交通ビジョンが目指す「5つのくらし」のうち「日ごろの市民生活における移動が手軽な『くらし』」、「交流や観光が盛んなにぎわいある『くらし』」の中で、施策として「天竜浜名湖鉄道の活性化及び再生」を位置づけている。

（6）中山間地域振興計画

平成27年度（2015年度）に策定した「中山間地域振興計画」（目標年次：平成36年度（2024年度））においては、基本理念として「ひとつの浜松で築く中山間地域の未来」を掲げ、「中山間地域の市民が、ふるさとに愛着と誇りを持ち、今後もいきいきと活躍していくことができる地域」や、「すべての市民が『中山間地域は浜松の宝である。』と思う魅力的な地域」を目指すことを目標としている。

この中で、「地域をプロモーションする～地域の魅力を生かして賑わいを再生します～」を重点方針の一つとして掲げ、「歴史的・文化的資産を活用した地域づくり」、「地域資源を強みにした誘客の促進」を主要施策としている。

（7）天竜市歴史散策路整備計画

平成6年度（1994年度）に策定した「天竜市歴史散策路整備計画」では、「雄大な自然環境と、そこに展開された歴史、人々の営みの中から生まれた文化・伝統を享受できる散策路」である「天竜歩みの道」をテーマとし、歴史散策路を設定している。本計画により整備された散策路の看板の維持管理を継続している。

(8) 「創造都市・浜松」推進のための基本方針

平成24年度(2012年度)に策定した『「創造都市・浜松」推進のための基本方針』は、浜松市総合計画の中で掲げた「市民協働で築く『未来へかかやく創造都市・浜松』」における創造都市の意義を明確にするとともに、本市が有する創造性を源泉とする事象をあげながら、目指す創造都市の姿や実現のための取り組みイメージを示すものである。

その中で、「魅力ある地域資源の活用」を柱の一つとし、浜松市を創造都市へ牽引するプロジェクトとして「歴史・伝統文化を活かしたまちづくり」を掲げている。想定される取り組みとしては、「地域固有の芸能・祭事の継承」、「歴史を感じる都市景観の形成や自然風景の維持」、「フィルムコミッションの推進」などがあげられている。

(9) 浜松市SDGs(※)未来都市計画

平成30年度(2018年度)に策定した「浜松市SDGs未来都市計画」は、浜松市が「官民をあげて推進している「森林」、「エネルギー」、「多文化共生」に関する取組が、我が国のSDGs推進に係る優れた取り組みとして評価され、「SDGs未来都市」に選定されたことを契機としている。

この中で、「五十年、八十年先の『世界』を富ます」をタイトルとして掲げ、温暖な「国土縮図型都市」や多様性と共助にあふれた社会など、本市が誇る地域資源を活用し、森林、エネルギー、多文化共生などを始めとした各分野の取り組みにより、社会・経済・環境の好循環モデルを浜松で創出・発信するとしている。

令和12年(2030)のあるべき姿としては、経済・社会・環境の調和等を貴重としたSDGsの理念に通じる目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいくこととしている。

※SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。2015年9月の国連サミットにて全会一致で採択され、国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を掲げる。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むものである。

(10) 浜松市森林・林業ビジョン

平成19年度(2007年度)に策定した「浜松市森林・林業ビジョン」においては、「価値ある森林の共創」を理念とし、森林や林業にかかわる人、山村に暮らす人、さらには本市に住むすべての市民が協働し、森林の多面的な働きを高めるとともに、林業が育んだ森林資源を活かす価値ある森林を創り、世界に発信し、次の世代に継承することとしている。

(11) 浜松市景観形成基本計画

平成20年度(2008年度)に策定した「浜松市景観形成基本計画」では、「平野と山地を結ぶ公益の拠点として歴史に育まれた景観を保全・育成し集積とまとまりのある魅力を継承したまち並み景観を形成する」ことを旧「天竜市街地の景観形成方針」とし、自然や歴史の魅力をアピールするまち並み景観形成、浜松市街地と北部地域や南信方面との結節点としての景観形成に取り組んで行くこととしている。

(12) 浜松市景観計画

平成20年度(2008年度)に策定、平成26年(2014)に変更した「浜松市景観計画」においては、「地域の生活文化や歴史を反映した暮らしの景観を保全・育成する」を基本方針の一つとして掲げている。これをふまえ定めた地域別景観形成方針の中で、中山間地域においては「暮らしや伝統文化、産業を支える施設や街道筋の景観を保全・育成し、歴史ある個性を活かしたまち並み景観を形成する」こと、天

竜市街地においては「平野と山地を結ぶ公益の拠点として、歴史に育まれた景観を保全・育成し、歴史ある個性を活かしたまち並み景観を形成する」ことを基本方針として定めている。

(13) 浜松市緑の基本計画（策定中）

令和元年度（2019年度）に策定する「浜松市緑の基本計画」（目標年次：令和11年度（2029年度））では、「文化・歴史資源と一体となったみどり」の施策の方針として、「各地域に独自の自然や歴史、文化を有しており、それらを活かした個性ある地域づくりを推進し、浜松の多様性を引き立たせていく」ために「地域の文化的な遺産や固有の歴史を活用したみどりの拠点づくりによって、地域の文化や歴史の継承」するとしている。また、「歴史的価値のある施設、城址、景勝地と一体となったみどりの保全を進め、歴史的なまちづくりへの活用や、拠点間ネットワーク化を推進」するとしている。

区別計画で城山公園（二俣城跡）や、鳥羽山公園（鳥羽山城跡）、光明山遺跡について、「地域の歴史と一体となったみどり」に位置付けている。また、二俣、山東、大谷地区の背景となる周囲の樹林や里山は、景観の保全や歴史資源を保全することとしている。

(14) 第2次浜松市環境基本計画

平成27年度（2015年度）に策定した「第2次浜松市環境基本計画」（目標年次：平成36年度（2024年度））においては、「豊かな自然の恵みを未来へ『ツナグ』環境共生都市」を将来像とし、「健全な生活環境が保全される都市」、「資源を有効に活用する循環型都市」、「エネルギーを無駄なく賢く利用する都市」、「多様な自然と人々のくらしが共生する都市」、「環境活動を実践する人を育てる都市」をそれぞれ施策の方向性としている。

(15) 浜松市観光ビジョン

平成30年度（2018年度）に策定した「浜松市観光ビジョン」（目標年次：令和4年度（2022年度））では、「観光が地域の持続的発展を支える主要産業に位置づけられ、多様な主体による観光地域づくりにより市民が愛着や誇りを持てる都市」を目指す姿としている。

推進施策の体系では、「観光資源の磨き上げと活用」において、歴史的資源を活かした「出世の街・浜松」の推進や、日本遺産の登録申請と文化財の活用、豊かな自然環境を生かしたアウトドアツーリズムの推進を掲げている。

取り組みとして、ユニークベニュー（歴史的建造物をはじめとした文化施設や公共空間等で会議やレセプションを開催することで、特別なイメージや地域の特性を演出することができる会場）の開拓や活用、本市の資源や二次交通のバス等を生かした独自の周遊ルートの確立などが挙げられている。

(16) 商業集積ガイドライン

平成18年度（2006年度）に策定した「商業集積ガイドライン」においては、「政令指定都市にふさわしい高次な都心商業の誘導」「日常生活の利便性が確保される商業集積の実現」「合理的な土地利用の促進」を目標としている。旧天竜市中心部については、地域の商業拠点として、生活サービス機能や業務機能の充実・強化を図るゾーンとして区分している。

第4節 策定体制

1 策定体制

保存活用計画の策定にあたり、文化庁や静岡県のご指導のもと、有識者で構成される「二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用検討会」を設置した。浜松市文化財課が必要な調査を行うとともに保存活用計画案を提示し、保存活用整備に関する方向性や手法について専門的見地による協議を行った。

庁内関係部署・関係行政機関との連携については、検討会議に浜松市公園課や天竜区まちづくり推進課など庁内関係部署・関係行政機関が参加し、意思の疎通と情報共有を図るとともに、庁内協議会を開催することで、保存活用事業を円滑に進めるための体制の構築に努めている。

さらに、二俣地区を中心とした作業部会の開催や、地元で活動する団体に対するヒアリング調査を行い、その内容を保存活用計画に反映させた。官民協働の協力体制に関して、二俣地域の文化団体などでつくる二俣未来まちづくり協議会においても意見交換を行った。

(1) 検討会

二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用検討会 名簿

| 氏名 | 専門 | 所属 | 役職 |
|-------|----------|----------------|--------|
| 寒竹 伸一 | 建築学 | 静岡文化芸術大学 | 副学長・教授 |
| 北野 博司 | 石垣技法 | 東北芸術工科大学 | 教授 |
| 千田 嘉博 | 城郭考古学 | 奈良大学 | 教授 |
| 高瀬 要一 | 遺跡整備・庭園史 | 琴ノ浦温山荘園 | 理事長 |
| 坪井 俊三 | 地域史 | 元浜松市史編纂執筆委員 | |
| 山下 治子 | 教育学・博物館学 | 株式会社アム・プロモーション | 常務取締役 |
| 山村 亜希 | 歴史地理学 | 京都大学大学院 | 教授 |

オブザーバー（指導・助言）

| 氏名 | 所属・役職等 |
|--------|---------------------------------------|
| 山下 信一郎 | 文化庁文化財第二課 主任調査官 |
| 山田 啓子 | 静岡県教育委員会文化財保護課 主査（～平成31年（2019）3月31日） |
| 田村 隆太郎 | 静岡県文化・観光部文化局文化財課 主査（平成31年（2019）4月1日～） |

事務局

| 氏名 | 役職名 |
|-------|---|
| 太田 好治 | 文化財課課長 |
| 久米 章史 | 文化財課課長補佐（～平成31年（2019）3月31日） |
| 鈴木 一有 | 文化財課課長補佐（平成31年（2019）4月1日～） 文化財課埋蔵文化財グループ長（～平成31年（2019）3月31日） |
| 佐藤 公宏 | 文化財課保護活用グループ長 |
| 原 伸明 | 文化財課保護活用グループ |

(2) 庁内体制

| 課 所 名 | 役 割 |
|-------------|--------------------|
| 公園課 | 公園整備関係 |
| 公園管理事務所 | 公園維持・管理関係 |
| 緑政課 | 奥三河固定公園・森林景観関係 |
| 河川課 | 河川・急傾斜地関係 |
| 天竜土木整備事務所 | 急傾斜地・域内内道路関係 |
| 林業振興課 | 森林景観・動物関係 |
| 土地政策課 | 歴史まちづくり法関係・屋外広告物関係 |
| 農地利用課 | 農業振興地域内農用地区域内農地関係 |
| 事 務 局 | |
| 文化財課 | |
| 天竜区まちづくり推進課 | |

(3) 外部体制

地元作業部会

(順不同)

| 役 職 名 |
|------------------------------------|
| 二俣地区自治会連合会長（二俣未来まちづくり協議会会長） |
| 本田宗一郎 夢未来想造倶楽部理事長（二俣未来まちづくり協議会副会長） |
| 天竜観光協会天竜支部支部長 |
| 天竜文化協会会長 |
| 二俣みがきの会会長 |
| 天竜ふるさとガイドの会会長 |
| 天竜ふるさとガイドの会事務長 |
| 天竜ふるさとガイドの会会員 |

二俣未来まちづくり協議会

(順不同)

| 団 体 名 | |
|----------------|--------------|
| 天竜商工会 | ふるさと天竜再発見同好会 |
| 天竜区観光協会 | 天竜まちづくりの会 |
| 天竜文化協会 | 天竜浜名湖鉄道 |
| 二俣地区自治会連合会 | 遠州中央農協天竜支店 |
| クローバー通り商店街 | 天竜ふるさとガイドの会 |
| おかみさんの会「リリース」 | 秋野不矩美術館 |
| 本田宗一郎夢未来想造倶楽部 | 鹿島田代家交流振興会 |
| 二俣みがきの会 | 信康の会 |
| 二俣川の岸辺をきれいにする会 | |

2 策定の経過

保存活用計画は、平成29年度(2017年度)に事前調査を行い、平成30・令和元年度(2018・2019年度)の2カ年で策定を行った。策定の経過は次のとおりである。

(1) 検討会

| 日 程 | | 主 な 議 題 |
|--------|---------------------|--|
| 事前検討会 | 平成30年(2018)2月13日(火) | ・保存活用計画の策定の目的と位置づけについて ・保存活用計画の目次と構成について |
| 第1回検討会 | 平成30年(2018)8月6日(月) | ・史跡のゾーニングについて ・活用手法の検討について ・整備方針の検討について |
| 第2回検討会 | 平成31年(2019)2月18日(月) | ・二俣城跡及び鳥羽山城跡特有の価値について ・現状変更の取扱いについて ・活用手法の検討について ・整備方針の検討について |
| 第3回検討会 | 令和元年(2019)9月3日(火) | ・運営と体制整備について ・実施計画について |
| 第4回検討会 | 令和元年(2019)11月28日(木) | ・計画全般の内容について |

(2) 庁内作業部会

| 日 程 | | 主 な 議 題 |
|-------------------|---------------------|---|
| 第1回協議 | 平成30年(2018)8月3日(金) | ・史跡指定地に関わる各種規制について ・整備・活用についての考え方 |
| 第2回協議 (公園部局協議) | 平成31年(2019)1月15日(火) | ・両城の所管について ・両城の管理方針、計画について ・両城の構造物の取扱いについて |
| 第3回協議 (公園部局協議) | 令和元年(2019)7月12日(金) | ・両城の底地の所管について ・史跡としての整備の方針について ・史跡整備の方法について |
| 第4回協議 | 令和元年(2019)10月3日(木) | ・計画全般の内容について |

(3) 地元作業部会

| 日 程 | | 主 な 議 題 |
|---------------------------|----------------------|--|
| 第1回意見交換 (二俣未来まちづくり協議会) | 平成30年(2018)12月13日(木) | ・二俣城跡の遺構の保存について ・二俣城跡の活用手法について ・二俣城跡の整備について |
| 第2回意見交換 (二俣未来まちづくり協議会) | 平成31年(2019)4月25日(木) | ・鳥羽山城跡の遺構の保存について ・鳥羽山城跡の活用手法について ・鳥羽山城跡の整備について |
| 地元説明会 | 令和元年(2019)10月6日(日) | ・保存活用計画の概要について |
| 第3回意見交換 (二俣未来まちづくり協議会) | 令和元年(2019)10月8日(火) | ・計画全般の内容について |

(4) ヒアリング調査

| 日 程 | 団 体 |
|--------------------------|---|
| 平成 29 年 (2017) 10 月 18 日 | NPO 法人元氣里山 |
| 平成 29 年 (2017) 11 月 10 日 | 二保みがきの会 |
| 平成 29 年 (2017) 11 月 13 日 | NPO 法人本田宗一郎未来創造倶楽部 |
| 平成 29 年 (2017) 12 月 18 日 | 天竜ふるさとガイドの会 |
| 平成 30 年 (2018) 1 月 10 日 | 天竜区観光協会天竜支部、天竜区観光協会天竜ツーリズムセンター、 天竜商工会 |
| 平成 30 年 (2018) 2 月 6 日 | 信康の会、鹿島田代家交流振興会 |
| 平成 30 年 (2018) 2 月 8 日 | 天竜業市主催者 |
| 平成 30 年 (2018) 2 月 9 日 | 浜松市自治会連合会、天竜区自治会連合会、天竜地区自治会連合会、西鹿島 自治会 |

第5節 計画の実施

本計画の計画期間は計画認定の日から令和11年度(2029年度)末までとする。計画期間の内、保存活用認定の日から令和6年度(2024年度)末までを第1期計画期間とし、整備に係る具体的な方策を示す。また、第1期計画の完了から令和11年度末までを第2期計画期間とし、第1期計画の内容を補完する期間とする。第2期計画の完了後、保存活用計画の変更を検討する。

さらに、上位計画である浜松市総合計画の目標年次が令和26年度(2044年度)であることを受けて、本書では、第2期計画完了後から令和26年度までの15年間を第3期計画期間とし、今後の目視すべき方向性を示す期間とする。

Tab.1 計画実施期間

| 年 度 | 史跡二保城跡及び鳥羽山城跡 保存活用計画 | 浜松市総合計画 基本計画 | 浜松市文化振興 ビジョン | 文化財保存活用 地域計画 | 歴史的風致維持 向上計画 |
|------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 令和元(2019) | 認定 | | | | |
| 令和2(2020) | 第1期計画 | | 新ビジョン | 策定 認定 | 策定 認定 |
| 令和6(2024) | 第2期計画 | | | | |
| 令和11(2029) | 第3期計画 | | | | |
| 令和26(2044) | | | | | |

第2章 二俣城跡及び鳥羽山城跡の概要

第1節 指定に至る経緯

広大な山間地を市域に含む静岡県浜松市には、数多くの城跡・城館跡がある。静岡県教育委員会から刊行された『静岡県の中世城館跡』（1981年刊）には、市域にある中世城館跡が100箇所以上にわたり紹介されている。とくに、市域にある16世紀後半頃の城郭遺構は大規模なものが多く、地域史や城郭史のみならず、我が国の歴史を読み解くうえでも注目すべき遺跡が含まれている。

浜松市では、こうした貴重な歴史遺産に着目し、地域資源（歴史・文化資源、観光資源）として活用する事業として平成22年度（2010年度）から「城跡整備活用事業」を実施し、調査研究を進めるとともに、城跡の活用を継続的に行っている。この事業は、天竜川流域の城郭群（浜松市天竜区二俣町、春野町、水窪町）に焦点を当て、城跡を活用した様々なイベントを試行的に実施するものである。

城跡の発掘調査も部分的に行い、可能な限りその成果を公開するよう努めてきた。この事業を実施する中で市内各地に分散する城跡の価値づけを行い、長期的な保存活用策について検討を重ねた。なかでも、天竜区二俣町二俣に所在する二俣城跡と鳥羽山城跡は、遺構の遺存状態が良好であり、当事業を進めるうえでの中心的な城跡として位置づけられた。両城については、発掘調査をはじめ、史料調査、歴史地理調査など多分野にわたる調査・研究を行い、総合的な価値付けにかかわる検討を継続的に進めた。

二俣城と鳥羽山城は、天竜川が下流平野に移行する最南端部に構築されている。浜松城からは北北東18kmの位置にあたり、かつては天竜川の流路の一つであった馬込川を介して舟運でも結ばれていた。元龜3年（1572）から天正3年（1575）の間に繰り広げられた徳川家康と武田信玄・勝頼の攻防の舞台として著名であるばかりでなく、天正18年（1590）の家康の関東転封後、堀尾氏（堀尾吉晴、堀尾宗光）が築いた野面積みの石垣が良好に遺存している。

この二つの城は別城一郭と呼ばれるように、相互補完的な関係をもっていることから、戦国期から近世にかけての城郭の変遷と、政治・軍事の在り方とを知るうえで重要であることから、平成30年（2018）2月13日に史跡に指定された。



Fig.3 二俣城跡及び鳥羽山城跡

第2節 指定の状況

1 指定告示

指定に係る告示内容は、次のとおりである。

原文の和暦表記に西暦年をカッコ内に加筆した（以下、2・3同様）。

なお二俣字城山、二俣字河口が二俣城跡に、二俣字和田、二俣字南山、鹿島字南山が鳥羽山城跡にそれぞれ該当する。

平成30年(2018)文部科学省告示第23号 (※該当部分を一部抜粋)

文化財保護法(昭和25年(1950)法律第214号)第109条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成30年(2018)2月13日

文部科学大臣 林 芳正

| 名 称 | 所 在 地 | 地 域 |
|-----------------|---------------------------|---|
| 二俣城跡及び 鳥羽山城跡 | 静岡県浜松市天 竜区二俣町二俣 字城山 | 983番1のうち実測634.00平方メートル、988番1、988番2、989番、990番1、990番2、991番、992番、993番、994番、995番、996番1、997番1、999番、1000番1、1000番2、1001番2、1004番、1005番1、1005番2、1005番3、1005番4、1006番、1007番、1008番、1009番1、1009番2、1009番3、1009番4、1009番5、1010番、1011番、1012番、1013番、1014番、1015番、1016番、1017番、1018番、1019番、1020番、1021番、1022番、1023番、1024番、1025番、1026番1、1026番2、1027番1、1027番2、1028番、1029番、1030番、1031番、1032番、1033番1、1033番2、1034番、1035番、1036番2、1038番1のうち実測302.00平方メートル、1039番1、1040番1、1040番7、1040番8、1040番9、1046番1、1847番1、1848番1、1850番1、1850番4、1851番1、1851番4、1852番1、1852番4、1853番1、1853番4、1853番5、1854番1、1854番3、1854番4、1855番1、1855番6、1855番7、1855番9、1855番10、1856番1、1856番2、1856番3、1857番、1858番1、1858番2、1864番1、1864番2、1864番3、1864番4、1864番5、1864番6、1864番7、1865番、1866番1、1866番2、1866番3、1866番4、1866番6、1869番1、1869番2 |
| | 同 二俣字河口 | 1867番2、1867番3、1868番2、1870番1、1870番2、1871番1、1871番2、1872番1、1872番2、1873番1、1874番1、1875番1、1880番3、1881番3、1882番3、1883番3、1883番4、1884番2、1885番4、1885番5、1885番6 |
| | 同 二俣字和田 | 2114番6 |
| | 同 二俣字南山 | 2332番、2333番、2334番、2335番、2336番、2338番1、2339番1、2342番1、2343番1、2346番1、2347番1、2348番1、2349番1、2352番、2353番、2355番3、2363番、2364番、2367番3、2369番、2370番1、2372番、2374番1、2375番1、2395番1、2395番6、2395番12、2395番14、2395番35、2395番61、2395番62、2395番65、2396番1、2396番13、2396番70、2396番90、2396番257、2396番278、2396番279、2396番280、2396番281、2396番282、2398番284、2396番285、2396番286、2396番288 |
| | 同 鹿島字南山 | 380番1 |
| | | 地域に介在する道路敷を含む。 |
| | | 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を浜松市教育委員会に備え置いて閲覧に供する。 |

2 指定説明

指定基準は「史跡の部 二(城跡)」に該当する。指定理由は以下のとおりである。

二俣城跡及び鳥羽山城跡は天竜川が山塊を抜けて平地に移行する転換点に位置する浜松市天竜区二俣に築かれた中近世の城跡である。両城跡の間には、寛政3年(1791)に河道が付け替えられるまで、二俣川が流れ、天然の要害を形成していた。二俣は天竜川水運と秋葉街道を通じて信濃・遠江北部と浜松(引馬)・遠州灘とを南北に結ぶとともに、東西には三河と遠江東部とを結ぶ交通の要衝で、有力武将が覇を競った場所であった。

浜松市教育委員会は平成21年度より測量調査や発掘調査を実施するとともに、文献や絵図などの史料調査、歴史地理学的調査、近世以降の城跡の履歴の調査など、総合調査を実施し、両城の文化的価値の究明を進めてきた。すでに、昭和45年(1970)に天竜市地方史研究会が二俣城跡の城郭遺構を検討し、鳥羽山城跡と「別城一郭」の関係にあることを指摘していたが、今回の地形測量図の作成と総合調査により、それぞれの構造・年代と両者の関係をより的確に指摘することが可能となった。

二俣城跡は南北300メートル、東西250メートルの規模で、堀切や堅堀がみられ、北の丸、本丸、二の丸、南の丸Ⅰ、同Ⅱ、西の丸Ⅰ、同Ⅱなどの郭から成る。築城時期は定かではないが、永禄3年(1560)に起こった桶狭間の戦いを契機に、今川氏の勢力下にあった松井宗恒が整備を進めたと考えられる。桶狭間の戦い以後、弱体化した今川氏は近隣からの攻撃を許すようになり、永禄11年(1568)には徳川家康が遠江に進攻を本格化させ、二俣城も徳川氏の影響下に入った。家康は頼殿氏長らに二俣城の防備を命じるが、その4年後の元亀3年(1572)には武田信玄が遠江に進攻し、二俣城を攻め落とした。二俣城は徳川氏と武田氏の攻防の舞台となったが、二俣城の大規模な堀はこの頃設けられたものと考えられる。武田氏から徳川家康が二俣城を奪い返すと、大久保忠世が城主となり、遠江北部の防備にあたる。天正18年(1590)、家康は関東に移り、遠江西部は豊臣秀吉配下の堀尾吉晴が領有した。吉晴は浜松城に入り、二俣城には弟の宗光(氏光)が入ったと考えられる。本丸を中心に石垣がみられ、西側中央部に天守台が構築されている。西の丸Ⅰの南側と西側においても良好な形で石垣の遺存を確認しており、南側の石垣は高さが5・6メートルに及んでいる。これらはいずれも堀尾氏によるものと考えられる。東側の現市街地には城下町の形成も想定される。関ヶ原の戦い以後、堀尾氏は出雲に転封され、二俣の地は松平(桜井)忠頼が支配したが、城主は定かではない。17世紀初頭には二俣城の戦略拠点としての役割は失われており、二俣城跡から出土する遺物の年代からも、遅くとも元和元年(1615)の一国一城令までには廃城になっていたと考えられる。

鳥羽山城については『三河物語』に家康が武田氏から二俣城を奪還するために本陣を置いた場所とみえ、城跡は二俣城跡の南の南北350メートル、東西1,000メートルほどの独立丘陵上に立地する。山頂部分を中心に東群・中央群・西群の3つにそれぞれ城郭遺構が存在する。前2者には石垣を伴わない。中央群北側に横堀が存在するが、周辺が土取りによって大きく改変されており、全体像の把握は困難である。また、東群も小規模な堀切が認められるものの、尾根上で発掘調査を実施したが、遺構・遺物を確認することができなかった。保護の対象となるのは西群の遺構で、丘陵の西半400メートルの間に分布する。本丸には土塁が良好に遺存している。南側に大手門、北側に搦手門、東側に東門があり、西側の土塁には鉢巻石垣と腰巻石垣が上下2段にわたって構築されている。これらの石垣は堀尾氏によって構築されたものと考えられる。本丸では発掘調査により枯山水の庭園や礎石建物が検出され、大手の調査では最大幅9メートルに及ぶ大規模な道が造成されていることが明らかとなった。南方に展開する浜松平野の眺望、開放的な大手道や庭園の存在など、鳥羽山城跡は居館としての性格を有する城郭と考えられる。

このように、二俣城跡及び鳥羽山城跡は、戦国期に造られ、堀尾氏によって織豊系城郭として整備され、前者は軍事的拠点として、後者は居館として、機能を分化しつつ整備された様子をよく示す城跡である。戦国期から近世にかけての城郭の変遷と、政治・軍事の在り方とを知るうえで重要であることから、史跡に指定し、一体的に保護を図るものである。

3 管理団体の指定

平成30年(2018)文化庁告示第68号(※該当部分を一部抜粋)

文化財保護法(昭和25年(1950)法律第214号)第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成30年(2018)7月30日

文化庁長官 宮田 亮平

| 上 欄 | | 下 欄 |
|-------------|------------------|----------|
| 名 称 | 指定告示 | 地方公共団体 |
| 二俣城跡及び鳥羽山城跡 | 平成30年文部科学省告示第23号 | 浜松市(静岡県) |

管理団体の所在地 浜松市中区元城町103-2

4 指定範囲

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の指定範囲は、二俣城跡33,260.34㎡と鳥羽山城跡89,219.74㎡の合計122,480.08㎡(176筆、道路敷8本)で構成される。また指定地に隣接する地域において、指定のための要件が整わず未指定の土地であって史跡の一体的な保存活用の方向性を検討する必要がある部分については、今後保護を要する範囲とした。

なお、今後保護を要する範囲については、遺構の一体性を検討し、本書では追加指定検討区域とした(114頁)。

5 土地所有の状況

指定地内の土地所有区分はFig.5のとおりである。二俣城跡西側の急傾斜地は県有地、旭ヶ丘神社と城山稲荷神社等が神社所有地、その他が市有地と民有地である。本丸を中心とした曲輪は公有化が進んでいるが、緩傾斜地の多くは民有地となっている。

Tab.2 史跡指定地内の土地所有区分一覧

単位：㎡

| 所有者等 | 二俣城跡 | 鳥羽山城跡 | 合計 |
|--------|-----------|-----------|------------|
| 静岡県 | 6,234.34 | | 6,234.34 |
| 浜松市 | 12,482.46 | 49,699.74 | 62,182.20 |
| 神社 | 1,584.03 | | 1,584.03 |
| 中部電力 | | 291.00 | 291.00 |
| その他民有地 | 12,959.51 | 39,229.00 | 52,188.51 |
| 合計 | 33,260.34 | 89,219.74 | 122,480.08 |



Fig.4 指定範囲図

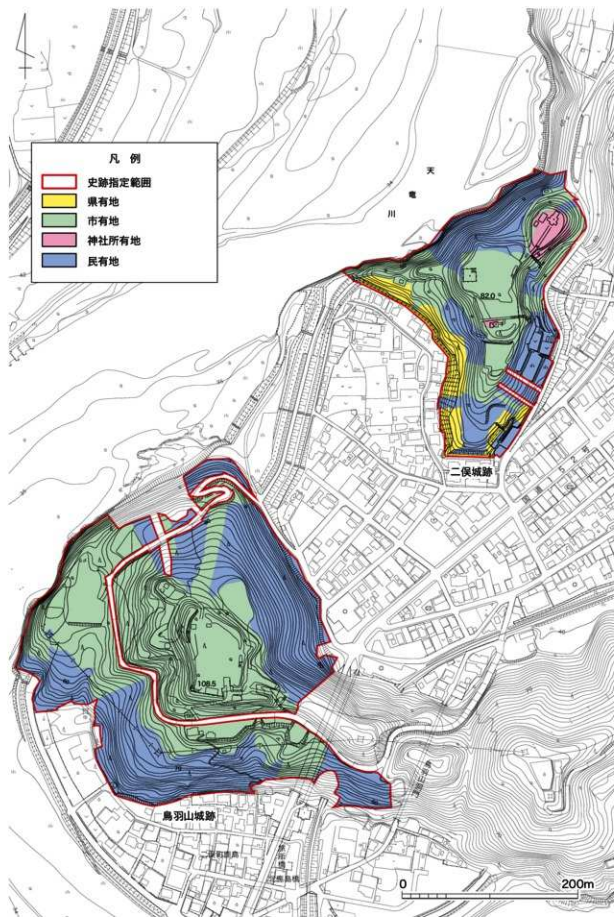


Fig.5 土地所有区分図

第3節 史跡を取り巻く環境

1 自然環境

浜松市は静岡県の西部に位置しており、東京と大阪の2大都市圏からは、ほぼ中間の距離に位置する。市域には古くから東海道が通り、現代においても東名・新東名の2本の高速道路や国道1号、東海道新幹線等が東西に走る交通利便性の高い都市である。平成17年(2005)に12の市町村が合併し、市域は東西長約52km、南北長約73km、面積は1,558.06km²で全国第2位(令和2年(2020)3月現在)である。東は磐田市・周智郡森町・榛原郡川根本町・鳥田市、北は長野県(飯田市・下伊那郡天龍村)、西は湖西市・愛知県(豊橋市・新城市・北設楽郡東栄町・同豊根村)と接し、南は遠州灘に面している。

浜松市の地形は、大まかに北部が赤石山脈の山地帯(弓張山地)、南部が三方原台地と天竜川の河岸段丘及び平野部(沖積平野・海岸平野)に分けられる。市の東部には天竜川が南流し、市の南部では遠州灘が広がり砂丘を形成している。市の南西部には汽水湖である浜名湖があり、都田川等が注いでいる。

市域東部(東端)を縦断して流れる天竜川は、長野県の諏訪湖を水源とし、遠州灘へ注ぐ全長213km、流域面積5,090m²の一級河川である。中中信地域では木曾山脈と赤石山脈の間を、奥三河地域・北遠地域では山間部を縫うように蛇行しながら流れ、河口から約20km上流部で山地を抜けると、大規模な扇状地を形成している。扇頂の天竜区鹿島付近で大きくS字を描くように蛇行した後、平野部を流れる。

二俣城跡及び鳥羽山城跡周辺には断層が数本存在し、赤石裂線や、阿多古川方面から二俣へと北西-南北方面に走る断層などがみられる。両城跡が立地する丘陵付近の地質は、秩父古生層(古生代、約3億年前)、結晶片岩類(三波川変成岩帯、中生代後半、約7千万～1億8千万年前)、二俣層群(新第三紀中新世、約500～2,400万年前)、礫層群(第四紀更新世後期、数万年～15万年前)、沖積世(現世)で構成される。

天竜区の面積の9割が天竜美林などの森林により占められている。そのほとんどがスギやヒノキの人工林となっている。鳥羽山公園はソメイヨシノが植樹され、多くの野鳥が観察できる場所となっている。

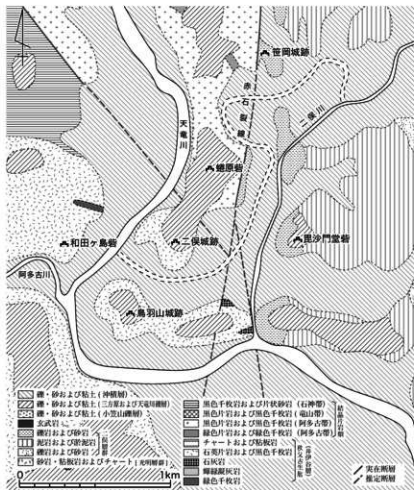


Fig.6 二俣城跡及び鳥羽山城跡周辺の地質図

2 歴史的環境

二俣城跡及び鳥羽山城跡が位置する浜松市天竜区二俣町は、天竜川が山塊から平野に流れ出る扇頂部に位置し、天竜川本流に東から二俣川、西から阿多古川の合流地点にある。このような地形の特徴によって、古来、平地各所からの往来を取徴して、山間地に広がる流域を結節する交通の要衝として栄え、天竜川と二俣川が形成する沖積地に人々の暮らしが営まれてきた。

最古の現生人類の発見 周辺地域で最も古い人類の活動痕跡が確認できたのは、浜北区根堅遺跡の洞穴出土の人骨及び動物骨である。当初から本州最古の化石人骨「浜北人」として知られていた。平成14年(2002)にお茶の水女子大学の研究グループによって、縄文時代人とは異なる特徴をもつ下層人骨が約1万8千年前のものと推定され、旧石器時代に該当する人骨として最古であることが確かめられた。国内で初めて放射性炭素法による年代測定という直接的な方法によって年代が特定された旧石器時代の資料として注目を集めている。

縄文時代・弥生時代の散発的な活動 二俣城跡の近隣に位置する皆原遺跡や、船明ダム堰堤にかつてあったという丘陵の付け根に位置していた日明遺跡などでは、縄文時代中期の遺物が出土している。しかしこれらの遺跡で遺構が確認されていないのには注意したい。また天竜区域全体でみても早前期や後晩期に帰属する遺跡は少ないようである。

他方、光明山古墳、二俣城跡、笹岡城跡からは弥生土器が出土しており、これらの土地が古墳や中世城館として利用される以前には、生活の場において何らかの利用がされていたことが推測できる。いずれにしても、二俣の周辺地域では、縄文時代、弥生時代の遺跡が散発的に確認されたにすぎず、継続的な人間集団の土地利用が看取されない。あるいは、これらの遺跡は、キャンプ・サイトのような形で土地利用がなされていた可能性もあろう。

光明山古墳の出現 古墳時代前期も、弥生時代と同様目立った痕跡がみられなかったが、中期になると、突如として天竜川と二俣川の合流点に面した三角州地帯の頂点に当たる丘陵の突端に墳長83mの大型前方後円墳である光明山古墳が築造された。現在確認されているもののうち、浜松市内最大であり、また天竜地域で唯一植輪を樹立する古墳でもある。平成30年(2018)の調査により、2段築成であることが確認された。古墳の立地条件を考えれば、その被葬者は内陸交通を差配する立場にあったことが推測される。天竜川と太田川に挟まれ、前期以来大型古墳の築造が相次いだ磐田原台地南半部において堂山古墳を最後にその活動が縮小していく中期において、この光明山古墳築造の意味は大きいといえよう。



Fig.7 光明山古墳

後期になると、天竜川によって形成された平野部を臨む丘陵上に、三蔵塚古墳群や皆原古墳群などの小規模な古墳が集まった群集墳が築かれ、やがて古墳時代は終焉へと向かうのである。

古代の行政区域 古代の二俣地域は、遠江国磐田郡に属していたという。平安時代に編纂された『和名類聚抄』に拠ると、磐田郡には壬生郷があったとされ、『遠江国風土記伝』においては、二俣地域は壬生郷に該当するとされていた(内山1799)。しかし一方で、二俣地域は山香郷に含まれるとの見解もあり、一致をみない(向坂・坪井1981など)。ところで奈良時代の遺跡で詳らになっているものはあまりないが、平安時代ではいくつかの例が知られている。笹岡城跡で

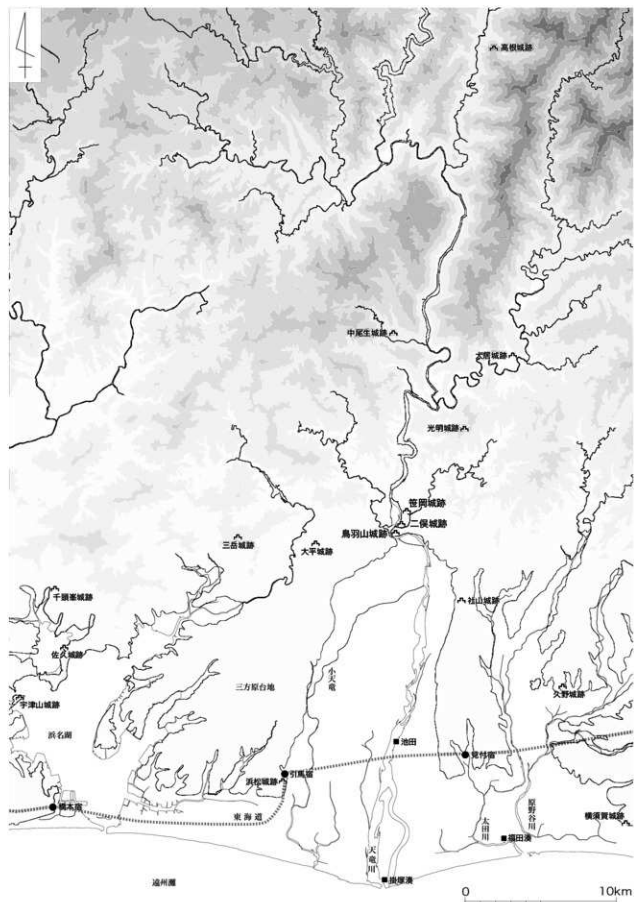


Fig.8 二俣城跡・鳥羽山城跡の位置と周辺城郭関連遺跡分布図

は、平安時代の灰軸陶器や瓦が豊富に出土した。また、その近隣では黒書土器が出土した田組遺跡が位置している。このように、笹岡城跡とその周辺は、平安時代頃に地域の中心を形成していたようである。

「二俣」の登場 「二俣」の地名が史料の中で初めて登場するのは、鎌倉時代末期成立といわれる『吾妻鏡』である。二俣地域は、平安時代末期において山香荘・浜松荘といった皇室領荘園であったが、『熊野速玉大社文書』によると鎌倉時代では、国衙領に属したという。鎌倉時代の遺跡は、笹岡城跡の周辺に多く分布し、田組遺跡・大谷遺跡・八幡遺跡・上市場遺跡などの周辺が鎌倉時代の中心地と推定されている。

この時代では注目されるべき周辺の発掘調査の成果としては、寺院跡と想定される中屋遺跡（浜北区根堅）で、周囲を堀で囲まれた大規模な方形区画が検出されている。方形区画の溝からは螺鈿で装飾された鞍が出土している。さらに中屋遺跡の北東部にある北谷遺跡でも中世の瓦が出土していることから、この地域一帯が、仏教施設の地域的な拠点であったことがうかがえる。

笹岡城跡をめぐる緊張関係 南北朝期の二俣地域は国衙領で、北朝方の遠江守護今川氏が治めていた。他方、二俣地域の北側にあたる犬居（天竜区春野町）は、天野氏が治め、北遠地域における南朝方の拠点であったことから、二俣地域は北朝方勢力と南朝方勢力がせめぎ合う地域であった。このような政治的・軍事的に緊張状態から、笹岡城は軍事的な要素を強めていったとみられる。

戦国期の二俣 二俣地域は、信州街道、三州街道、天竜川平野への街道が交錯する陸上交通の要衝であり、天竜川を用いた河川交通との結節点でもあった。また、物資の流通を監視する「駄之口」が設置されていたというから、その地理的な重要性は十分にうかがい知ることができ、当該地域の支配を握ることは、政治的にも軍事的にも重要視されていたのである。

今川氏支配下の二俣 「二俣城」の名称が文献史料で散見されるようになるのは、斯波氏と今川氏が遠江の領有を競った15世紀末から16世紀初頭の時期である。当時の文献史料に登場する「二俣城」は笹岡城を示すといわれ、斯波義隆が笹岡城（二俣城）を拠点にし、進攻した今川氏親と戦ったことが知られている。永正7年（1510）頃、今川氏親の家臣である瀬名一秀が笹岡城（二俣城）を取り立てており、二俣城主であった可能性があるという（糟谷2014）。以降、二俣地域は約半世紀の間、今川氏の支配下となる。とくに天文5年（1536）以降は、二俣を今川氏の家臣である松井氏が3代約30年にわたり治めたとされる。

二俣城の築城 永禄3年（1560）に起こった桶狭間の戦いを契機として、笹岡城から1kmほど南の独立丘陵突端に城館が築造された。これが現在の二俣城跡である。築城の担い手は松井氏や今川氏真の命により二俣城主となった鶴殿氏長と推定される。今川氏の勢力が衰えた永禄11年（1568）には遠江へ進攻した徳川氏に鶴殿氏が降っている。武田信玄が遠江進攻を開始した元龜3年（1572）には、徳川氏が家臣の中根正照らを二俣城に配し、城の整備を進めたとみられている。二俣城の整備が進むとともに、笹岡城は衰退し廃城したようである。さらに同年に二俣城が武田氏の手落ちると、依田信蕃が城代を勤め、さらに城の普請が進められた。他方徳川氏は、翌年に二俣の四方を囲むように砦を構築し、二俣城攻略の準備を進めた。これらの砦のうちの一つが鳥羽山であり、後に鳥羽山城として整備された。天正3年（1575）の長篠の戦い以降、武田氏が弱体化した機に乗じて、徳川氏は二俣城を攻略し、家臣の大久保忠世を城主として配置した。大久保忠世による二俣の領有期間は、天正18年（1590）の豊臣秀吉による小田原平定後に、徳川家康が関東移封されるまでの約15年に及んだ。なお、この間天正7年（1579）には、家康の嫡男・信康が二俣城にて自刃している。後に家康によって二俣城の北東に信康の廟所として清瀧寺が建立された。

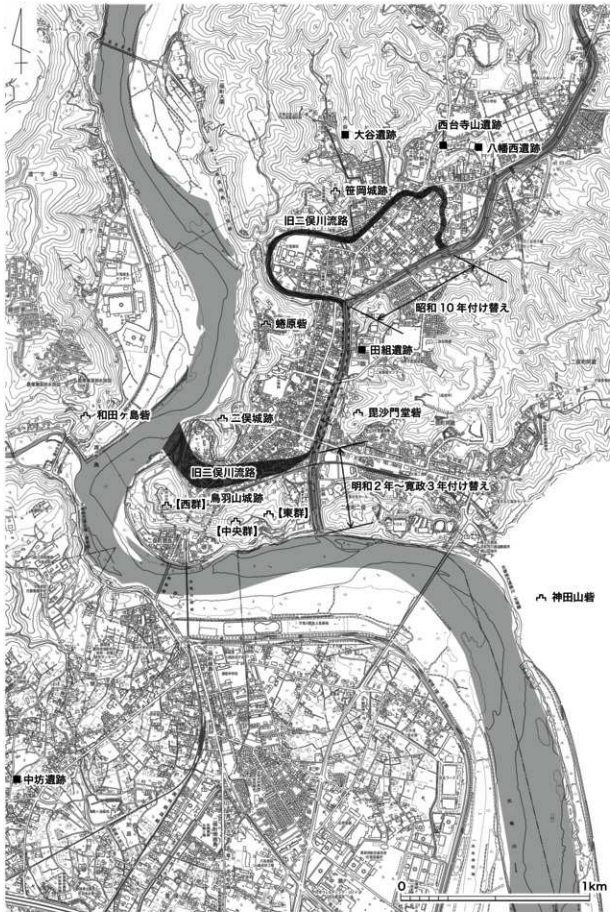


Fig.9 二俣城跡・鳥羽山城跡の位置と周辺城郭関連遺跡分布図

家康移封後の二俣 小田原平定後に、豊臣秀吉によって徳川家康が関東に移封されると、豊臣系大名の堀尾吉晴が遠江を領有し、弟の堀尾宗光が二俣城に入城した。徳川氏の旧領の東海道沿いには、駿府城に中村一氏、掛川城に山内一豊、横須賀城に渡瀬繁詮や有馬豊氏、浜松城に堀尾吉晴、吉田城に池田輝政など豊臣秀吉恩顧の大名が配置され、徳川氏が整備した主要な城郭は、石垣や瓦葺き建物をもった織豊系城郭への改修が行われた。現存している二俣城や鳥羽山城の遺構は、堀尾氏が浜松を領有した時に既存の武田氏や徳川氏が整備した城郭を利用して改修した時の痕跡である。ただし、鳥羽山城にみられる丁寧なつくりをもつ石垣、幅広な大手道、瓦葺き建物の少なさ、枯山水庭園の存在は、織豊期の城郭としては、極めて特異な際立った存在といえよう。

二俣城・鳥羽山城の廃城 慶長5年(1600)、関ヶ原の戦いの後、堀尾吉晴は出雲へと移封となって、二俣地域は浜松城主として新たに配置された松平忠頼が領有するところになった。さらに慶長14年(1609)の忠頼の死後、家康十男で紀州徳川家の祖となった徳川頼宣が領有した。関ヶ原の戦い以降、次第に軍事的な緊張が薄れ、戦略的に重要であった二俣城や鳥羽山城は徐々にその役割を失い、遅くとも大坂夏の陣の後には廃城に至ったといわれている。ちょうど元和元年(1615)に一国一城令が発布されており、当時の政治情勢等をふまえれば、この頃に廃城になったようである(坪井2017)。

軍事拠点から交易拠点へ こうして二俣地域の重要度は軍事的なものから経済的なものへと移り、幕府直轄領となり、中泉陣屋詰の代官が統治するようになった。

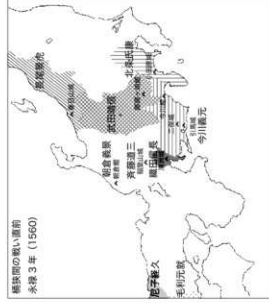
とりわけ中世末期から重視されてきた北遠地方の莫大な山林資源は、杉櫨の優良林地として発達し、幕府御用材としても納入された。また、笠井村、金指村、森町など周辺の農村と「六斉市」によって有機的に結びつき、独自の商業圏を形成していた。二俣地域は卸売りや小売の流通過程の末端部にあって、北遠諸村の商圏のうえに成り立っていたといえる。さらに、遠江の山間地域と平野部を結ぶ接点に位置する二俣地域は、山方と平野部との交易の中継地点として重要であった。こうして北遠地方における商業活動の重要な拠点として発達していくのである。

信仰のみちと二俣 交通の要衝として二俣は、経済的な側面だけでなく、信仰の面でも往来の中継地点となった。火伏せの神として多くの信仰を集めた秋葉山へと通ずる秋葉街道は、東海道浜松宿からのルートと、東海道見付宿・中泉陣屋からの2つのルートが存在していたことが知られ、いずれも二俣を中継地点としていた。また幕府の庇護を受け、修験の拠点寺院として隆盛を極めた鳳来寺は、二俣を経由し、その西方を流れる阿多古川沿いの村々を通して熊村へと抜ける三州街道を通じて秋葉山と相互に往来できたことから、両者の寺社を参拝しようとする道者たちが多く利用していた。とりわけ、江戸時代には、城下町など建築物が密集するような都市が形成されると火災被害が頻発しており、火伏せの神である秋葉大権現への参詣は、秋葉信仰の禁止令が出された貞享2年(1685)以降、増加した。

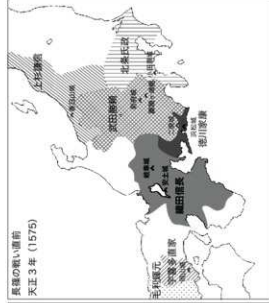
他方で、当時幕府は江戸へ鉄砲が入り込むのと、事実上の人質として江戸屋敷に留め置かれた大名の妻女が領国へ向けて出ることを禁止するため、街道筋に関所を設け人々の移動を規制していた。そのため、番所や改所が天竜川の各所に設けられて、行人人改めが行われて、信仰による往来も必ずしも自由とはいかなかった。

樽山の流送 江戸時代初期には、信州の伊那谷から天竜川を下って年貢の屋根材である樽木を大量に流送していた。二俣の北、船明と日明の間に綱をかけて樽木を水揚げし、筏に組み直して下流に運んだ。幕府代官が置かれ、樽木の一時保管所となっていた場所が樽山と呼ばれる。

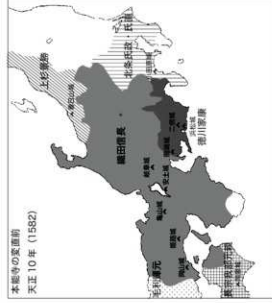
天竜川水運を担う鹿島 木材に代表される北遠地方からの物資の輸送には、筏や船を用いて天竜川を利用して掛塚まで流送された。こうして天竜川は重要な交通路として発展したため、二俣地域における天竜川の渡河点に位置する鹿島は江戸幕府から天竜側の渡船営業権と諸役免除の特権が与えられた。鳥



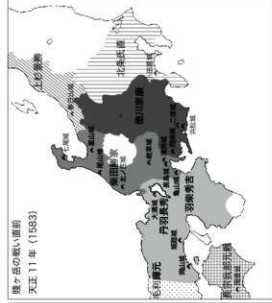
今川氏の勢力範囲が拡大になった。西江川の拠点に肥後氏が領有した河内国で、二位階(御内膳)は松井氏の守った。



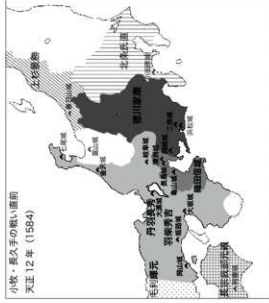
徳川氏の独立・遠江遷出と今川氏の滅亡を経て、武田氏の勢力範囲を拡大し、二位階をはじめ北近江を領有した時期である。



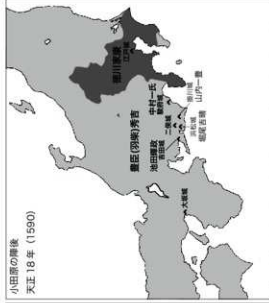
武田氏の滅亡後、織田氏の勢力範囲が、最大になった時期である。徳川氏は、織田氏の同盟国として、三河・遠江・駿河の3国を領有した。



本能寺の変後、羽柴秀吉と柴田勝家が織田氏の主導権を争った時期である。徳川氏は中近江域、北近江は北四国へと勢力範囲を拡張した。



羽柴秀吉と織田信雄、徳川家康の間で小牧・長久手の戦いが発生した。徳川家康が中近江域で拡大の勢力範囲を領有した時期である。



徳川家康が関ヶ原へ移り、東海道路沿いの主要な場所には徳川秀吉の家臣が配置され、戦前の覇権が奪われた。

Fig.10 諸大名の勢力範囲



Fig.11 田代家



Fig.12 袴田喜長顕彰碑

羽山と天竜川との間に位置する北鹿島に居を構える田代家は、天竜川における筏問屋を営み、渡船業による天竜川水運の中心的役割を果たしていた。

二俣川の付替え このように河川は、経済的な潤いや恵みをもたらす一方で、氾濫などの災害を生み、そこで暮らす人々の生活を脅かしていた。二俣川は、かつては、現在の双竜橋の下流付近から西に折れ、二俣城と鳥羽山城との間に向かって流れ、鳥羽山の裾を通り川口で天竜川に注いでいた。この自然に形成された流路には屈曲が多く、水位の差に逆転現象がしばしば起こり、天竜川の水が二俣川に逆流する氾濫水害が頻発していた。そこで、二俣村名主袴田甚右衛門喜長を中心に、明和2年(1765)から寛政3年(1791)にかけて鳥羽山を貫いて天竜川に注ぐように流路改変の大規模治水工事が行われた。嘉永3年(1850)には天竜川が氾濫し、旧二俣川を防いでいた川口堤が決壊したため、堤の復旧に二俣城の石垣材が使用されたと伝わる。

後に昭和10年(1935)には、大規模な二俣川の治水工事が行われた。山東の山王辺から二俣町の横町にかけて平地をS字に蛇行して天竜川に注ぐ流路を、鳥帽子山と浅間山との間を掘り割って二俣川を真っ直ぐ付け替えた。これにより、二俣川の氾濫水害に対する危険が大幅に軽減されることとなった。(付け替え位置はFig.9参照のこと)

国学者・内山真龍 二俣地域の大谷村に生まれた内山真龍(生家の長屋門は市指定有形文化財)は、渡辺蒙庵や賀茂真淵に師事し、遠州国学者として寛政年間に遠江国の13郡(浜名・敷智・引佐・龜玉・長上・豊田・磐田・山名・山香・周智・佐野・城飼・榛原)の郷名や地図、城郭等や元禄高帳の石高、口碑伝説をまとめた13巻に及ぶ『遠江国風土記伝』(県指定有形文化財)を著している。7巻の「豊田」には二俣地区についてもまとめられており、二俣古城(笹岡城跡)や二俣城の絵図が掲載されている。これらの絵図は、内山真龍自ら現地調査を行い作成されており、当時の城跡の残存状態や城跡に対する認識を知るうえで重要な資料である。

二俣における近代の幕開け 慶応4年(1868)、大政奉還後の二俣は、中京代官領から天領・府中藩領となった。明治4年(1871)には、天竜川沿いの各所に設置されていた番所・改所が廃止され、自由な往来が可能になった。明治12年(1879)に、製茶、生糸、木材等の地域に根差した商業活動を支える第三百三十八国立銀行が二俣に開業し、明治17年(1884)にはこの銀行と密接な関係を持つ遠州紡績会社が二俣の白糸に開業している。このような動きが、後に二俣の産業の近代化を促し、山間の「小都市」としての発展につながっていったといえる。

陸上交通網の整備と渡船業の衰退 二俣地域における陸上交通の難所は、秋葉街道の鳥羽山峠と二俣川や天竜川の渡河であった。かつて二俣から山東へ向かうには二俣川を船で渡っていたため、これの便の向上を図るため、明治8年(1875)に木製の「藤橋」が架けられた。しかし洪水でしばしば流失したため、しばらく渡船の利用は続いた。明治期の渡船制度は自由化されて、渡船場が増加する一方、江戸時代から続いた天竜川の鹿島渡船の独占体制はなくなり、渡船の業界再編が進んだ。一方、北鹿島から二俣へ至る交通路については、明治13年(1880)から当時の二俣村が自費で鳥羽山峠の開削を開始し、5年かけて総延長500mの鳥羽山道を整備した。しかし、降雨による壁面の崩落の危険性を考慮した計画変更がなされ、今度は明治31年(1898)から隧道の掘削を行い、鳥羽山洞門(トンネル)

を完成させた。さらに明治43年(1910)に木鉄混合の吊り橋である天竜橋(旧鹿島橋)が架けられた。こうした陸上交通網の整備と自由化により、江戸時代から続いてきた鹿島渡船は300余年の歴史に幕を閉じ、交通網にも近代化の波が押し寄せたのである。

近代林業の発展 天竜区域において杉・檜の人工造林が始まったのは江戸時代中期以降のことである。かつて幕府御用材として柿板、檜、板割、角などに加工された木材は、天竜川を下り、掛塚港から海洋船で江戸に送られていた。明治維新後、遷都によって東京で木材需要が増加すると、商家や有力農家が山林家となっていった。さらに明治時代中期以降は植林が本格化し、明治30年(1897)頃からは機械製材が主流となると、ますます大規模な造林が行われた。

鉄道敷設による交通の近代化と林業 明治22年(1889)に東海道本線が開通し、かつての掛塚港経由の海上輸送が鉄道輸送に取って代わられると、それに呼応して、明治41年(1908)に板屋町(浜松)～二俣(鹿島)間に大日本軌道浜松支社の軽便鉄道が敷設され、二俣停留所(現在の西鹿島駅)が建設された。明治43年(1910)からは貨物輸送も開始され、二俣停留所から天竜河原まで400mほどレールを延長し、材木だけでなく銅鉱などの天竜川上流から船・筏で運ばれてきた物資を軽便に積み替えて浜松へ輸送した。大正12年(1923)には遠州鉄道が電化され、軌道巾を広くして標準軌としたことにより、東海道本線に乗り入れることができるようになると、鹿島の製材工場が一段と発達した。このように、二俣地域では近代化に伴う木材需要の増大を背景に、道路の整備と鉄道の発展に伴う流通網の拡大によって、製材業や育成林業が発達した。

養蚕業の発達 鉄道を中心に交通網が近代化され、急速に整備が進むと、二俣では明治時代から大正時代にかけて、新たな産業として養蚕業が本格的に導入され発展していった。二俣には、古くから正屋(正)と丸大(丸)という両間屋(繭乾燥工)があり、大正初期には周辺の生産農家の繭を取り扱うにすぎなかったが、大正末期に産業組合が成立すると、両間屋を買収して、「有限責任遠州繭糸販売購買利用組合二俣繭市場」として発展し、西遠一帯はもちろんのこと、三河・信州に及ぶ広い地域の繭の集荷地となった。

通信網の拡大と産業の電力化 明治30年代から大正初期にかけては、道路や鉄道などの交通網の整備と長距離電話の普及などによる通信網の拡大に伴って、商圏や市場が拡大していった。明治42年(1909)に天竜電力株式会社によって二俣町への送電が開始されると、各工場の動力は電力化して生産性が大きく向上した。こうして交通網の発達とともに、通信網の拡大や電力化が当該地域の産業構造に大きく変化をもたらした。

盛り場としての二俣 江戸時代から経済・商業の中継地として、旅籠や木賃宿が多かった二俣地域は、明治時代に入ると新たに遊郭が開業され貸座敷業が増えた。遊郭には、船頭衆や伎師に加え、繭取引の商人や農民も多く登楼して、明治末期から大正10年(1921)頃にかけて全盛期だったといわれている。

他方、二俣地域における常設の芝居小屋の開業も北遠地方では最も早く、明治21年(1888)に當時としては珍しい回り舞台と花道をもった芝居小屋「花岡座」が登場した。これは二階建ての本格的な劇場として、北遠地方の興行界をリードする存在で、明治・大正期の二俣地域の繁栄の象徴ともいえる。このように明治・大正期の二俣地域は、北遠地方の産業だけではなく、文化の中心地としても栄えた。

鉄道網の拡充 昭和時代に入ると、鉄道網の整備がさらに進み、天竜川奥で産出する鉱石や木材の運搬を担う目的で、昭和5年(1930)に光明電気鉄道が新中泉～二俣町間で開通したが、すぐに経営不振に陥り、昭和11年(1936)に廃止に至っている。

昭和8年(1933)には、掛川～新所原間の鉄道敷設が開始され、昭和15年(1940)に二俣線が開通した。この路線は、戦時に天竜川鉄橋や浜名湖鉄橋が爆撃された場合の迂回路として着想されたものであった。

その際、遠州電気鉄道の二俣駅周辺が国鉄二俣線の用地として買収され、遠鉄の終点二俣駅は国鉄二俣線西鹿島駅構内に移され、西鹿島駅と改められた。なお、二俣線が開通したのを機に、昭和17年(1942)に木材産業による二俣町の発展を図る目的で、二俣川河口に天竜川を下ってくる筏を曳き入れるための貯木場が完成している。その結果、遠江二俣駅付近には、4社の大製材工場が設立された。その内3社は中ノ町から移転した工場であった。

戦争と二俣 第二次世界大戦が始まると、民間工場から軍事工場への転換がはじまり、戦争の激化とともに軍需工場の疎開が行われた。その一例として船明地区に建設された日本楽器浜松工場において兵器が製造されている。また、昭和18年(1943)には南鹿島に岡田ゴム工場が、昭和21年(1946)には現二俣協働センター前に東洋紡績株式会社二俣工場が進出し、産業構造の変化は新たな局面を迎えた。

戦後、戦災の復興資材への利用のため、北遠地方では山林の伐採や製材が盛んに行われた。それらの材木は二俣地域に集積されて浜松や東京方面へ輸送され、これまで以上に山林業や木材業が盛況した。

他方、明治期に増加した二俣の遊郭や芝居小屋は、戦時中の統制強化により経営が困難になって衰退に向かい、戦後は法規制のため相次いで閉鎖し、旅館や料亭に生まれ変わって二俣を訪れる人々を迎えるようになっていた。

ダム建設と河川交通の終焉 天竜川には、電源開発及び下流部の用水網整備のために相次いでダムが建設された。昭和31年(1956)に佐久間ダムが完成し天竜川流域での電源開発は活性化した。続いて昭和33年には秋葉ダム、昭和44年(1969)に水窪ダム、昭和47年(1972)に新豊根ダム、昭和52年(1977)に船明ダムがそれぞれ竣工し、あわせて建設された発電施設とともに、我が国固有数の大発電地帯を形成している。また、天竜川で最も下流に位置する船明ダムからは天竜川下流用水が入水されている。これらダムの存在は、かつて「暴れ天竜」とまで呼ばれた川の治水・灌漑に役買っており、ダム建設が流域の人々の生活を安定させ、豊かにする一方で、古くから天竜川流域や北遠地方の人々や物資輸送の動脈として住民の生活を支えてきた天竜川の通船は、完全に終焉を迎えた。現在、往時の面影は、二俣地域の街並みの一部にその名残を止めているにすぎない。



Fig.13 転車台



Fig.14 内山真龍生家長屋門

二俣の近代化を支えた遺産 国鉄二俣線は昭和62年(1987)の国鉄民営化に伴い、第3セクターの管理となり現在の天竜浜名湖鉄道となる。旧遠江二俣駅構内の転車台・木造扇形車庫、機関区事務所、団体憩所は二俣線開業当時のまま保存され、平成11年(1999)に「天竜浜名湖鉄道施設」として国登録有形文化財となっている。また、鳥羽山洞門はレンガ造りの明治期の構造物として貴重である。これら近代化遺産としての文化財が、往時の二俣の繁栄を物語っている。

二俣の先人とその功績 二俣は、江戸時代に活躍した国学者・内山真龍をはじめ、新しい日本画の創造を目指し西洋絵画の特質を取り入れて人物画に新境地を開いた画家・秋野不矩や、戦後復興を牽引した製造業、とりわけ自動車産業の発展の一躍を担った本田宗一郎が生まれ育った地でもある。現在二俣には、内山真龍生家の跡地に資料館、国登録有形文化財である旧二俣町役場を改装した「本田宗一郎ものづくり伝承館」のほか、秋野不矩美術館などが立地しており、彼らの功績と足跡を辿る文化施設が点在している。

3 社会的環境

浜松市は、政令指定都市として7つの行政区を設けている。そのうち天竜区は、市北部の山間地に位置しており、北遠地域とも呼ばれる。天竜区の区域は広く、市域の3分の1弱を占めるが、そのほとんどが森林であり、人口は7区の中で最も少ない。

(1) 行政区域の変遷

二俣城跡及び鳥羽山城跡は、旧二俣村に所在する。明治22年(1889)、全国的な町村合併の中で、旧天竜市域は、「二俣町」「光明村」「上阿多古村」「熊村」「下阿多古村」「龍川村」の六ヶ町村に再編成され、ほぼこの形で昭和31年(1956)の「二俣町」成立まで続いた。「二俣町」が成立した2年後の昭和33年(1958)には「天竜市」が誕生した。平成17年(2005)には浜松市に編入し、平成19年(2007)に旧天竜市、旧春野町、旧水窪町、旧佐久間町、旧龍山村の範囲が天竜区となった。

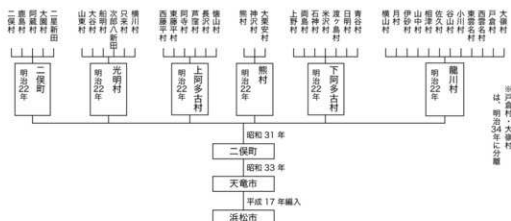


Fig.15 行政区の変遷

(2) 人口

浜松市の平成27年(2015)現在の人口は797,980人、世帯数は309,227世帯である。天竜区の人口は30,292人、世帯数は11,431世帯である。天竜区の人口は二俣周辺に集中しており、二俣町二俣・二俣町大園・二俣町阿蔵・二俣町鹿島・二俣町南鹿島・山東・次郎八新田・大谷の人口は11,741人で天竜区全体の39%を占める。

Tab.3 浜松市・天竜区の人口と世帯数

| 区分 | 人口(人) | 世帯数(世帯) |
|--------|---------|---------|
| 浜松市 | 797,980 | 309,227 |
| 天竜区全体 | 30,292 | 11,431 |
| 二俣町二俣 | 3,401 | 1,201 |
| 二俣町大園 | 18 | 11 |
| 二俣町阿蔵 | 1,104 | 381 |
| 二俣町鹿島 | 1,498 | 552 |
| 二俣町南鹿島 | 587 | 175 |
| 山東 | 4,179 | 1,397 |
| 次郎八新田 | 111 | 46 |
| 大谷 | 843 | 324 |

資料：平成27年国勢調査(平成27年10月現在)

Tab.4 天竜区の人口と世帯数の推移

| 区分 | 人口(人) | 世帯数(世帯) |
|-------------|--------|---------|
| 平成12年(2000) | 41,128 | 13,124 |
| 平成17年(2005) | 37,520 | 12,700 |
| 平成22年(2010) | 33,957 | 12,089 |
| 平成27年(2015) | 30,292 | 11,431 |

資料：国勢調査

※平成12・17年(2000・2005)は、旧天竜市・旧春野町・旧佐久間町・旧龍山村・旧水窪町の合計。

(3) 交通

交通の変遷 天竜区には南北に流れる天竜川と、これに注ぐ中小河川があり、長らく人々の往来や物資輸送のために渡船が利用されてきた。

明治期になると渡船制度が自由化したこともあり、天竜川の河川交通は明治20年(1887)頃から増加し、明治末期に最も盛行した。明治13年(1880)に鳥羽山道を整備、明治31年(1898)に鳥羽山洞門(トンネル)、明治43年(1910)に天竜橋(旧鹿島橋)が完成した。こうした陸上交通網の整備と自由化により、江戸時代から続いてきた鹿島渡船は300余年の歴史に幕を閉じた。昭和31年(1956)の佐久間ダムの完成に続いて秋葉ダムや船明ダムなどが建設されたことによって、天竜川の治水が進んだこともまた、鹿島渡船の終焉に大きく影響している。

鉄道については明治22年(1889)に東海道本線が、明治41年(1908)に板屋町(浜松)～二俣(鹿島)間に軽便電鉄が敷設され、大正12年(1923)には遠州鉄道が電化された。これら鉄道の発達により製材業や林業の発達が促された。その後さらに、昭和5年(1930)に光明電気鉄道が新中泉～二俣町間で開通し、昭和15年(1940)に二俣線(現在の天竜浜名湖鉄道線)が完成している。

交通の現況 二俣城跡及び鳥羽山城跡へは、新東名高速道路浜松浜北インターチェンジから国道152号、飛龍大橋と県道40号、双竜橋を經由して約5kmで到着する。鹿島橋を經由する場合は県道45号と国道152号を通過して約3kmで到着する。

二俣城跡東側を南北に市道天竜城下皆原線が通っており、史跡へのアクセス道路として機能している。鳥羽山城跡の北側から、市道天竜鳥羽山公園線が史跡内に通じている。

天竜浜名湖鉄道は1時間に1～2本の便が、掛川市街と新所原方面へと連絡している。二俣本町駅から二俣城跡及び鳥羽山城跡へは直線距離にして約0.3～0.5km、天竜二俣駅からは約1～1.5kmある。

二俣市街地内を「北遠本線」「秋葉線」「笠井線」「磐田天竜線」のバスが運行しており、浜松・磐田方面と連絡している。バス停「城下通」から二俣城跡までは徒歩約10分、バス停「鳥羽山公園入口」から鳥羽山城跡までは徒歩約15分である。

Tab.5 天竜川(鹿島地点)における運行船数の推移

| 年 | 区分 | 船艇数(艘) | 水夫数(人) | 鹿島地点(艘) | | 運行船数(艘) |
|-------------|----|--------|--------|---------|--------|------------|
| | | | | 上り | 下り | |
| 明治16年(1883) | | | | 146 | 826 | 972 |
| 23年(1890) | | | | | | 5,000(推定) |
| 28年(1895) | | | | 9,125 | 10,950 | 20,075 |
| 43年(1910) | | 1,200 | 3,500 | | | 47,000(推定) |
| 大正6年(1917) | | 371 | 954 | 5,189 | 9,595 | 14,784 |
| 10年(1921) | | 338 | 768 | 5,360 | 7,998 | 13,358 |
| 15年(1926) | | 260 | 614 | 4,210 | 5,960 | 10,170 |
| 昭和5年(1930) | | 187 | 397 | 1,251 | 3,938 | 5,189 |
| 10年(1935) | | 156 | 322 | | 2,386 | 2,386 |

資料：二俣町小史、一部袴田純一氏推定加筆(天竜市役所1988「天竜市史」下巻)

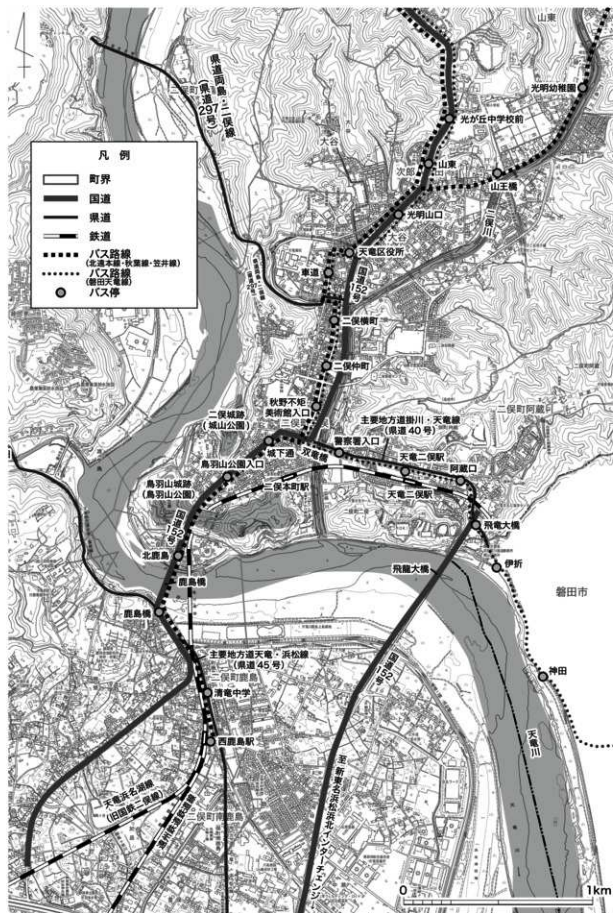


Fig.16 交通現況図



Fig.17 史跡付近の道路網図

(4) 公共施設

本計画範囲内には、地域づくり・身近な生涯学習・地域のコミュニティの拠点として二俣協働センター、光明ふれあいセンターが設置されており、講座の開催や施設の貸出に利用されている。

行政施設は天竜区役所が二俣町二俣に設置されている。教育施設は二俣小学校と天竜高校が二俣町二俣に、清竜中学校が二俣町鹿島に設置されている。天竜高校は、二俣高校、天竜林業高校、春野高校が統合され、平成26年(2014)に旧天竜林業高校の校舎があった場所に開校した。

都市公園は、城跡に設置された城山公園、鳥羽山公園がある。周辺にある都市公園としては天竜二俣駅前・阿蔵駅前公園(別名:機関車公園)、二俣城の北東側に仲町小道公園、二俣城跡東側に城下公園、鳥羽山城跡から二俣本町駅に向かう途中に二俣本町公園などが整備されている。そのほか、天竜二俣駅の西側には、天竜二俣駅西公園がある。

文化施設は天竜図書館、秋野不矩美術館、天竜壬生ホール、内山真龍資料館、旧田代家住宅がある。

二俣協働センターの建物内に天竜図書館が併設されている。

秋野不矩美術館は、磐田郡二俣町(現:浜松市天竜区二俣町)出身で文化勲章を受章した日本画家・秋野不矩画伯の偉業を顕彰するとともに、地域の芸術文化の振興を図るための活動を行っている。

天竜壬生ホールは文化の拠点として芸術文化公演・生涯学習事業などの自主事業や、ホールや会議室などの貸出を行っている。

内山真龍資料館は、遠江国豊田郡大谷村(浜松市天竜区大谷)出身で、名主として大谷村の発展に尽くすとともに国学の研究、弟子の育成につとめた内山真龍の業績を紹介する施設である。生家跡に建てられており、真龍に関する書物、絵画、真龍の師弟に関するものなどを展示・公開している。

旧田代家住宅は、江戸時代に天竜川の渡船場の船越頭を務め、天竜川筏の受け継ぎ問屋を営み栄えた旧家によって建てられた。国の登録有形文化財として登録され、一般公開が行われている。

Tab.6 天竜図書館の蔵書冊数、年間貸出利用冊数、年間貸出利用人数(各年3月31日現在)

| 年度 | 蔵書冊数(冊) | 年間貸出利用冊数(冊) | 年間貸出利用人数(人) |
|--------|---------|-------------|-------------|
| 平成25年度 | 118,600 | 73,804 | 18,717 |
| 平成26年度 | 118,857 | 47,547 | 13,361 |
| 平成27年度 | 120,935 | 75,409 | 20,362 |
| 平成28年度 | 121,789 | 77,393 | 20,892 |
| 平成29年度 | 123,394 | 82,455 | 22,287 |
| 平成30年度 | 124,527 | 78,370 | 21,644 |

資料:市立中央図書館



Fig.18 秋野不矩美術館



Fig.19 天竜壬生ホール

Tab.7 秋野不矩美術館の観覧者数

| 年度 | 平常展 | | 企画・特別展等 | | 開催 日数(日) | 観覧者 総数(人) |
|--------|-------|---------|---------|---------|-------------|--------------|
| | 日数(日) | 観覧者数(人) | 日数(日) | 観覧者数(人) | | |
| 平成25年度 | 146 | 14,492 | 126 | 12,350 | 272 | 26,842 |
| 平成26年度 | 173 | 12,438 | 104 | 17,449 | 277 | 29,887 |
| 平成27年度 | 168 | 15,055 | 110 | 18,142 | 278 | 33,197 |
| 平成28年度 | 159 | 13,913 | 106 | 14,022 | 265 | 27,935 |
| 平成29年度 | 113 | 10,216 | 158 | 19,139 | 271 | 29,355 |
| 平成30年度 | 151 | 11,196 | 127 | 21,874 | 278 | 33,078 |

資料：秋野不矩美術館

Tab.8 天竜壬生ホール年間利用者数

| 年度 | 計(人) | ホール(人) | 会議室(人) | その他(人) |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成25年度 | 71,999 | 30,671 | 10,416 | 30,912 |
| 平成26年度 | 74,860 | 29,204 | 12,248 | 33,408 |
| 平成27年度 | 75,619 | 28,743 | 17,777 | 36,099 |
| 平成28年度 | 75,256 | 29,513 | 10,902 | 34,841 |
| 平成29年度 | 75,320 | 29,257 | 11,380 | 34,683 |
| 平成30年度 | 76,385 | 25,037 | 12,463 | 38,885 |

資料：天竜区まちづくり推進課(平成25・26・29年度)

天竜壬生ホール【公益財団法人浜松市文化振興財団】(平成27・28年度)

(5) 観光

市全体の平成29年度(2017年度)の観光交流客数は21,357,271人であり、平成23年度(2011年度)から増加傾向にある。他方、天竜区の観光交流客数は、平成23年度(2011年度)以降大幅な変化はみられないものの、平成29年度(2017年度)の宿泊者数が平成23年度(2011年度)の53%にまで減少しており、近年のこの地域の観光特性が日帰りまたは他地域での宿泊に変化している傾向があると推量できる。

Tab.9 浜松市・天竜区の観光交流客数

| 年度 | 市全体 | | 天竜区 | |
|--------|------------|-----------|-----------|---------|
| | 観光交流客数(人) | 宿泊客数(人) | 観光交流客数(人) | 宿泊客数(人) |
| 平成23年度 | 13,000,660 | 2,120,705 | 1,533,813 | 17,129 |
| 平成24年度 | 16,589,757 | 2,303,845 | 1,525,543 | 15,595 |
| 平成25年度 | 17,497,653 | 2,197,762 | 1,354,273 | 13,657 |
| 平成26年度 | 18,523,649 | 2,281,448 | 1,455,444 | 11,483 |
| 平成27年度 | 18,275,814 | 2,580,294 | 1,453,337 | 7,172 |
| 平成28年度 | 19,620,013 | 2,367,766 | 1,505,715 | 6,139 |
| 平成29年度 | 21,357,271 | 2,348,217 | 1,449,039 | 9,026 |
| 平成30年度 | 18,809,983 | 2,342,703 | 1,391,281 | 5,267 |

資料：県文化・観光交流局観光政策課、天竜区

(6) 産 業

天竜区の事業所数は351事業所（市全体に対する構成比は4.8%。以下同じ）、従業者数は1,145人（2.1%）、年間商品販売額は142億1,400万円（0.6%）となっている。計画範囲内には、二俣町二俣の商店街に飲食店や小売店舗などが立地するほか、JA山の手市では農産物を販売しているが、大規模な事業所や観光集客施設は少ない。

産業別にみると、事業所数、従業者数ともに、天竜区における「農林漁業」の割合は、市全体に比べると高く、事業所数では1.7%、従業者数では4.0%となっている。天竜区は、かつて林業が盛んであったが、現在は後継者不足の問題などから事業所数、従業者数ともに減少している。

事業所数は市全体・天竜区ともに「卸売業・小売業」の割合（市全体24.8%、天竜区25.0%）が、従業者数は市全体・天竜区ともに「製造業」の割合（市全体23.8%、天竜区27.4%）が最も高い。

Tab.10 事業所数、従業者数、年間商品販売額（平成26年（2014）7月1日現在）

| 行政区 | 事業所数（事業所） | | 従業者数（人） | | 年間商品販売額（百万円） | |
|-----|-----------|--------|---------|--------|--------------|--------|
| | 実数 | 構成比（%） | 実数 | 構成比（%） | 実数 | 構成比（%） |
| 浜松市 | 7,377 | 100.0 | 54,443 | 100.0 | 2,387,595 | 100.0 |
| 天竜区 | 351 | 4.8 | 1,145 | 2.1 | 14,214 | 0.6 |

資料：商業統計調査

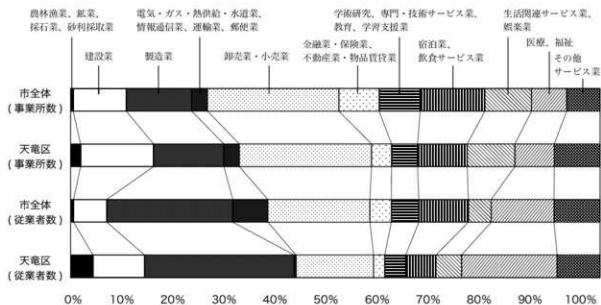


Fig.21 事業所数、従業者数の割合

(7) 指定・登録文化財等

二俣地区周辺の指定・登録文化財等は Fig.22、Tab.11 のとおりである。

市内の豊富な文化財の幅広い保護と活用を目的として、平成28年度から導入した認定文化財制度によって、天竜区で72件が浜松市認定文化財として認定されている。

Tab.11-1 二俣地区の歴史文化資源（指定・登録・認定）

| 番号 | 区分 | 名称 | 説明 |
|----|----------------|---------------------------------|---|
| 1 | 国指定 記念物 史跡 | 二俣城跡及び 高野山城跡 | 二俣城跡 信州と遠州を結ぶ交通の要衝に立地し、武田氏と徳川氏の攻防戦の舞台となった城跡。 高野山城跡 天正3年(1575)に徳川康元が武田方の二俣城を奪回するために本陣とした城跡。 |
| 3 | 国指定 記念物 史跡 | 光明山古墳 | 5世紀後半に築造された市内最大(墳長83m)の前方後円墳。葺石と埴輪をもつ。 |
| 4 | 県指定 有形文化財 古文書 | 内山真龍自筆稿 遠江国風土記 | 内山真龍筆、遠江国13郡下の地名・村・駅・地固・古述・古跡・古碑や元禄高勲による石高・口調伝書等記載。 |
| 5 | 県指定 有形文化財 古文書 | 伝及び自筆日記 | 真龍自筆の日記、19巻。 |
| 6 | 市指定 有形文化財 建造物 | 内山家住宅長屋門 | 国学者内山真龍の生家の長屋門。若主殿屋敷の門として、その取組を伝つ。 |
| 7 | 市指定 有形文化財 絵画 | 紙本著色山水図 | 内山真龍筆。この横巻画は、生家内山家に残る数少ない絵画の一つ。 |
| 8 | 市指定 有形文化財 絵画 | 絹本著色釈迦十六善神像 | 阿寺別当寺所蔵。般若経とそれを講する者を守護する神仏が描かれる。内山真龍資料館寄託。 |
| 9 | 市指定 有形文化財 絵画 | 紙本著色内山真龍自画像 | 真龍の著書「日本紀聞解題」が光格天皇に天覧を賜った栄光を詠んだもの。自画像は八十歳の自画像。 |
| 10 | 市指定 有形文化財 絵画 | 紙本著色聖徳太子像 | 真龍が大和旅行のとき訪れた法隆寺にある原画を模写し、菩提寺である法隆寺へ寄進したものの。 |
| 11 | 市指定 有形文化財 彫刻 | 木造薬師如来坐像 | ヒノキ材による一木彫明造(わりはぎづくり)。仁治3年(1242)に製作。龍淵寺から法隆寺に移定。 |
| 12 | 市指定 有形文化財 彫刻 | 木造阿弥陀如来坐像 | カヤ材による書本造りで、平安時代末期から鎌倉時代初期の作と推定。現在は、法隆寺に安置される。 |
| 13 | 市指定 有形文化財 工芸品 | 横山八幡神社懸仏 | 八幡神社が所有。全部で8面あり、最大のもものは室徳4年(1387)の銘文がある。内山真龍資料館寄託。 |
| 14 | 市指定 有形文化財 工芸品 | 鰐口 | 阿寺六所神社に伝わる鰐口。永正15年(1518)の銘文がある。内山真龍資料館寄託。 |
| 15 | 市指定 有形文化財 工芸品 | 鰐口 | 熊家徳阿弥陀堂に伝わる鰐口。応安2年(1360)の銘文がある。内山真龍資料館寄託。 |
| 16 | 市指定 有形文化財 工芸品 | 鰐口 | 西神沢六所神社に伝わる鰐口。長祿2年(1458)の銘文がある。内山真龍資料館寄託。 |
| 17 | 市指定 有形文化財 工芸品 | 鰐口 | 小川若宮八幡神社に伝わる鰐口。延徳2年(1490)の銘文がある。内山真龍資料館寄託。 |
| 18 | 市指定 有形文化財 工芸品 | 鰐口 | 大谷宇布八幡神社に伝わる鰐口。永祿11年(1568)の銘文がある。内山真龍資料館寄託。 |
| 19 | 市指定 有形文化財 書跡 | 紙本墨書辭世和歌 | 内山真龍筆。辭世の和歌「風流を斬のしのふの蓮のたまらぬ限りは見つつはむ」と書かれている。 |
| 20 | 市指定 有形文化財 書跡 | 五部大乗経 | 応安7年(1374)から数か年の間に書きされ、各地を転々として阿寺村へ奉納された。内山真龍資料館寄託。 |
| 21 | 市指定 有形文化財 古文書 | 中村家文書 | 阿寺古18か村の庄元規をつとめた中村家に伝わる15世紀～17世紀初頭の文書群。内山真龍資料館所蔵。 |
| 22 | 市指定 有形文化財 古文書 | 田代家文書 | 天竜川の隈岡田と北條島の名主等をつとめた田代家に伝わる16世紀～17世紀の文書群。内山真龍資料館所蔵。 |
| 23 | 市指定 民俗文化財 有形民俗 | 田楽面及び祭具 | 明治初期まで横山八幡神社で行われていた田楽に使用されていた旗、扇などの田楽面11面と舞2点。 |
| 24 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 機関車転車台 | 下路式の当時では標準的な転車台で、中央に門型の鉄柱を建て、運転転台とともに360度回転する。 |
| 25 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 機関車扇形庫 | 建設当時は6両の格納が可能。現在は4両分が残っている。 |
| 26 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 連駟区事務室 | 昭和15年(1940)に全通した旧国鉄二俣線の二俣機関区の事務室として建てられた。 |
| 27 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 連駟区浴場 | 木造平屋建、瓦葺。事務室の裏側に平行して建ち、洗車庫、脱衣場、浴室の3室からなる。 |
| 28 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 連駟区休憩所 | 事務室等の背面に、浴場と並んで建ち、内部に休憩室、湯沸炉、書写真室、便所を配している。 |
| 29 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 天竜二俣駅本屋 | 木造平屋建、瓦葺。西側を待合室、東側を事務室とする。 |
| 30 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 天竜二俣駅 上り土屋及びプラットフォーム | 木造平屋建、鉄板葺。往々に使用されているレールは、古レールを転用したもの。建設は昭和15年(1940)。 |
| 31 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 天竜二俣駅 下り土屋及びプラットフォーム | 同上。 |
| 32 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 連駟区揚水機室 | 天竜二俣駅東方に設けられた機関区の中央南端に位置する。室内に揚水ポンプの一部が残存。 |
| 33 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 連駟区高梁貯水槽 | 鉄筋コンクリート造り。揚水機室の20m東に位置する。建設は昭和15年(1940)頃。 |
| 34 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 二俣川橋梁 | 天竜川橋梁の1000m北東に位置し、二俣川に架かる。橋長58m。竣工昭和15年(1940)頃。 |
| 35 | 国登録 有形文化財 建造物 | 天竜浜名湖鉄道 天竜川橋梁 | 橋長403m。天竜浜名湖鉄道における最長の橋梁。竣工昭和15年(1940)。 |

Tab.11-2 二俣地区の歴史文化資源（指定・登録・認定）

| 番号 | 区分 | 名称 | 説明 | |
|----|--------------|-----------|---------------------------|---|
| 36 | 国登録 有形文化財 | 建造物 | 旧二俣町役場（木田宗一郎 ものづくり伝承館） | 昭和11年（1936）施工、昭和45年に（1970）庁舎が新築移転さ れるまで、市民に親しまれた。 |
| 37 | 国登録 有形文化財 | 建造物 | ヤマタケの蔵（新蔵、南の蔵、 北の蔵） | 明治期より山林業、回漕業等を手がけ、製材も行っていた内山家（屋 号ヤマタケ）の蔵。 |
| 38 | 国登録 有形文化財 | 建造物 | 旧田代家住宅（主屋、土蔵） | 江戸時代を通じて天竜川の渡船場や、いかだの受け置き問屋を経営 していた旧家の住宅等。 |
| 39 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 鹿島の船宿 | 明治30年（1897）頃に田代家が船頭らの宿泊施設兼として建築 した船宿。 |
| 40 | 市認定 民俗文化財 | 有形民俗 | 二俣町二俣の秋葉山道標 | 表面「石、秋葉五り 光明二り」、裏面「左活つま 右臥巻寺 施主 大友屋源之丞・米山源次郎」。 |
| 41 | 市認定 民俗文化財 | 有形民俗 | 玖延寺弘法大師像 | 船形光背型の基壇の上部に弘法大師の座像が、その下に2体の観音 像が刻まれた三尊形式の石仏。 |
| 42 | 市認定 有形文化財 | 絵画 | 玖延寺涅槃図 | 天明2年（1782）2月10日、京西条柳馬場、絵師 菊地文助作の 八咫涅槃図。 |
| 43 | 市認定 有形文化財 | 絵画 | 長光寺涅槃図 | 制作年代が寛延5年（1755）の涅槃図。 |
| 44 | 市認定 有形文化財 | 絵画 | 栄林寺涅槃図 | 「元禄元年 寄進」の記載があり、当地では最も古い涅槃図。 |
| 45 | 市認定 記念物 | 史跡 | 笹岡城跡 | 城跡としての機能をもった二俣城の前身城跡。戦国期前半まで、 |
| 46 | 市認定 記念物 | 近代化 遺産 | 光明電鉄阿蔵トンネル | 光明電鉄の「二俣1駅」と終点の「二俣2駅」とをつなぐトンネル。 |
| 47 | 市認定 記念物 | 近代化 遺産 | 光明電鉄二俣口駅ホーム跡 | 天孫橋の天竜二俣駅の西側に残る光明電鉄二俣口駅のプラットホーム の跡。 |
| 48 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 旧光明村立山東尋常小学校門柱 | 大正14年（1925）に大正天皇の御婚を記念して建立された山東尋 常小学校の門柱。 |
| 49 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 藤井陶器店の蔵 | 慶応4年（1868）創建。二棟が方位を変えて建てられている。 |
| 50 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | わんやの蔵 | 創建明治40年（1907）、総2階建。延床9坪の土蔵。寄棟造り、妻入。 戸入りは三重になっている。 |
| 51 | 市認定 有形文化財 | 歴史資料 | 天龍橋料金入箱 | 当時の二俣町が架橋した天龍橋（現鹿島橋）で橋銭徴収の際に利用 した料金入箱。 |
| 52 | 市認定 民俗文化財 | 有形民俗 | 二俣新町南縮連屋台 | 天竜二俣、諏訪神社の祭りで、神輿渡御のほとんどを先導する屋台 として中心の役割を果たす。 |
| 53 | 市認定 民俗文化財 | 無形民俗 | 鹿島の花火 | 明治8年（1875）頃開始。山々にこだまする炸裂音とあわせ天竜の 夏の風物詩となっている。 |
| 54 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | マルカワの蔵 | 土蔵造りの元・呉服屋だった店舗兼住宅。その後、輸入者により酒 類販売店として営業された。 |
| 55 | 市認定 有形文化財 | 歴史資料 | 旧鎌田屋商店のガソリン計量器 | 昭和2年（1927）設置。クローバー通りの店舗前に当時のまま置か れている。 |
| 56 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 旧鎌田屋商店 | 昭和18年（1943）以前建造。昭和27年（1952）道路拡張で曳家。 本造2階建。内部に古いの跡を色濃く残す。 |
| 57 | 市認定 有形文化財 | 歴史資料 | 杓田喜長翁顕彰碑 | 私財を投じ二俣川改修工事に取り組み、二俣の繁栄に貢献した杓田 喜長の功績をたたえた顕彰碑。 |
| 58 | 市認定 民俗文化財 | 無形民俗 | 二俣まつり | 二俣地区の氏神諏訪神社の例祭。屋台が登場したのは約150年前で 遠所地方でも古い。 |
| 59 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 明治乳業天竜営業所 | 本島支三郎が設計した建物。昭和初期のスクラップタイル雲りの外 観を愛むらず残す貴重な建造物。 |
| 60 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 二俣病院 | 大正期の建物で、水色の外壁と茶色の柱、梁、窓枠による外観をもつ。 |
| 61 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 二俣病院の蔵 | 総二階日本瓦葺の蔵で1階が蔵庫。2階が倉庫。倉庫蔵でな1階 住用の庫裏蔵として貴重である。 |
| 62 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 旧米徳酒店 | 寄棟建築様式の旧酒店跡。2階外壁にオーク材を加工した木板材 が装われている。 |
| 63 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 旧陣屋旅館 | 本造。入母屋造り、3階建てで、玄関に起こし破風が付く昭和初期 の建造物。 |
| 64 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 鈴木港十商店の蔵 | 天竜茶の卸業を営んでいた商店の蔵で、建造は明治20年代。 |
| 65 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 藤屋醤油店 | 醤油の製造・販売を行っていた旧商家。開口5間半町屋形式で明治 10年（1877）頃の建造と伝わる。 |
| 66 | 市認定 有形文化財 | 歴史資料 | 小沢義助像台座 | 二俣の発展に大きく貢献した元二俣町長小沢義助の像と台座。昭和 8年（1933）建立。 |
| 67 | 市認定 記念物 | 近代化 遺産 | 鳥羽山御門 | 鹿島と二俣との往来の際の難所であった鳥羽山の峠越えを解消する ために築られた隧道。 |
| 68 | 市認定 有形文化財 | 建造物 | 旧和田医院の蔵 | 旧和田医院の土蔵。二俣には商店の蔵が多いが、この蔵は道具蔵と して使用されていた。 |
| 69 | 市認定 有形文化財 | 絵画 | 清盛寺涅槃図 | 制作年不詳ながら奈良型の模図として希少。 |
| 70 | 市認定 記念物 | 史跡 | 清盛寺信康廟 | 徳川家康の嫡男で、二俣城で自決した松平信康をまつる。延宝6年 （1678）建立。 |

(8) 指定範囲における法令による規制等

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の指定範囲内には都市公園法に定められた公園開設区域が含まれるほか、自然公園法による天竜奥三河国定公園の第3種特別地域や急斜面地の崩壊による災害の防止に関する法律による急斜面地崩壊危険区域に指定されている箇所などが存在する。次に史跡指定地と関連する法規を整理する。

ア 文化財関連法

二俣城跡、鳥羽山城跡は文化財保護法による史跡指定地に該当している。史跡指定地において現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更等）を行おうとする場合、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。

イ 防災関連法

史跡指定地内の急傾斜地周辺は、隣接する宅地の安全確保のための制限が存在する。二俣城跡の急傾斜地崩壊危険区域では、静岡県により擁壁工事・法面工事が実施されている。適用範囲は「法適用現況図（防災関連）」を参照のこと。

a 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

県知事がかけ崩れ災害から人命と国土の保全のため、急斜面地の崩壊が助長され、又は誘発させる恐れがある行為が行われることを制限する区域を指定する。次の行為を行うにあたっては、県知事の許可が必要である。

1. 水を放流し、又は停滞させる行為や水の浸透を助長する行為
2. ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
3. 法切、切土、掘削又は盛土
4. 土石の採取又は集積
5. 立木竹の伐採
6. 木竹の滑下又は地引きによる搬出
7. その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

b 災害危険区域（建築基準法、静岡県建築基準条例）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき指定した「急傾斜地崩壊危険区域」等が指定されている。災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。ただし、急傾斜地崩壊防止工事等の施行により、知事がかけ崩れ等による被害を受けるおそれがないと認める場合は、この限りでない。建築制限を解除するためには、建築計画を作成し、建築担当課など市政、県政の許可が必要である。

c 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域は、傾斜地の勾配や高さ等の条件に基づき県が指定する区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、建築物に損傷が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が指定する。特定開発行為（住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発

Tab.12 史跡指定地の法適用現況一覧

| | 区域名・対象 | 根拠法令 | 二俣城跡 | 鳥羽山城跡 | 備考 |
|------|---------------------|--------------------------|------|-------|---------------------------------------|
| 文化財 | 史跡指定地 | 文化財保護法 | 含む | 含む | 二俣城跡、鳥羽山城跡 |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | 含む | 該当なし | |
| 防災 | 災害危険区域 | 建築基準法 静岡県建築基準条例 | / | / | 急傾斜地崩壊危険区域等 |
| | 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法 | 含む | 含む | 新町、城下、川口、二俣F、城下A、北鹿島A、北鹿島B 第3種特別地域 |
| 環境 | 天竜奥三河国定公園 | 自然公園法 | 含む | 含む | 第3種特別地域 |
| | 地域森林計画対象国有林 | 森林法 | 該当なし | 含む | |
| | 鳥獣保護区 | 鳥獣の保管及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 該当なし | 含む | 二俣小学校鳥獣愛護林 |
| | 農地 | 農地法 | / | / | |
| 都市計画 | 浜松都市計画区域 | 都市計画法 | 含む | 含む | |
| | 市街化調整区域 | 都市計画法 | 含む | 含む | |
| | 市街化区域 | 都市計画法 | 含む | 該当なし | |
| | 用途地域 | 都市計画法 | 含む | 該当なし | 第1種住居地域 |
| | 都市公園開設区域 | 都市公園法 浜松市都市公園条例 | 含む | 含む | 城山公園・鳥羽山公園 |
| | 屋外広告物規制区域 | 屋外広告物法 浜松市屋外広告物条例 | 含む | 含む | 第1種、第2種、第3種普通規制地域 |
| | 河川保全区域 | 河川法55条 | 含む | 含む | 一級河川天竜川河川区域から幅18mの範囲 |
| | 建築物等 | 建築基準法 静岡県建築基準条例 | / | / | |

行為)は許可制である。また、建築基準法に基づき、居室を有する建築物の構造耐力に関する基準が設定されている。建築物の移転等の勧告が行われることがある。

ウ 環境関連法

史跡指定地周辺の良い自然環境を守るため、開発行為の規制等が行われている。適用範囲は「法適用現況図(環境関連)」を参照のこと。

a 天竜奥三河国定公園第3種特別地域(自然公園法)

天竜奥三河国定公園のうち天竜川河川敷の良好な渓谷美などと一体になって風景を形成している地域、人工林を主体とした地域等を第3種特別地域として保護している。

第3種特別地域内では、次のような建築等の行為を行う場合に許可申請が必要である。

- | | |
|---------------------|-------------------------|
| 1. 工作物の新增改築 | 10. 土地の形状変更 |
| 2. 木竹の伐採 | 11. 指定植物の採取等 |
| 3. 指定区域内における木竹の損傷 | 12. 指定区域内における指定植物の植栽・播種 |
| 4. 鉱物の掘採又は土石の採取 | 13. 指定動物の捕獲等 |
| 5. 河川、湖沼の水位・水量の増減 | 14. 指定区域内における指定動物の放出 |
| 6. 指定湖沼への汚水の排出等 | 15. 屋根、壁面等の色彩の変更 |
| 7. 広告物の設置等 | 16. 指定する区域内への立入り |
| 8. 屋外における指定物の集積又は貯蔵 | 17. 指定区域内における車馬等の乗入れ |
| 9. 水面の埋立、干拓 | 18. その他政令で定める行為 |

b 地域森林計画対象民有林（森林法）

地域森林計画対象民有林の1haを超える森林を開発するときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が行う場合は、許可の適用外になる。しかし開発行為に着手する前に市長とその開発行為について連絡調整（通知）が求められる。

c 鳥獣保護区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

区域内での鳥獣の捕獲が禁止されている。さらに積極的に鳥獣の保護・増殖をはかる目的で鳥獣への給餌、給水、食餌植物の植栽、営巣材料の供与などの施設をおくことになっており、これらの施設を移転、汚損したり、破壊してはならない。

二俣小学校野鳥愛護林は、身近な鳥獣生息地（市街地やその近郊での鳥獣の良好な生息地の確保あるいは創出を目的とする）として、24haが指定されている。期限は令和4年（2022）10月31日である。

d 農地（農地法）

農地法に基づき、農地の他用途への転用、売買、利用権設定等には制限が存在する。

エ 都市計画関連法

二俣城跡の一部をのぞき、史跡指定地のほとんどが市街化を抑制する市街化調整区域となっている。適用範囲は「法適用現況図（都市計画関連）」を参照のこと。

a 都市計画区域・市街化調整区域／市街化区域・用途地域（都市計画法）

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、一定規模以下の農林水産業施設、公共施設等、既存建築物などの例外を除いて、建築物の新築や開発行為などに制限がかけられている。

二俣城跡の一部に用途地域が指定されており、指定区分に応じて建築できる建物用途が定められている。

b 都市公園開設区域（都市公園法・浜松市都市公園条例）

二俣城跡は城山公園、鳥羽山城跡は鳥羽山公園として整備が行われ都市公園として利用されている。

c 屋外広告物第1種特別規制地域（屋外広告物法・浜松市屋外広告物条例）

国史跡指定地内で広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

d 河川保全区域（河川法）

区域内の占用や工事、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の設置等を行う場合、河川管理者の許可を受ける必要がある。天竜川の河川保全区域は河川区域から18mの範囲内となっている。

e 建築物（建築基準法・静岡県建築基準条例）

一定規模以上の建物を建築する場合、法令に則り建築確認申請手続きが必要となる。静岡県建築基準条例には、災害危険区域の指定や建築物の敷地、構造等に関する規定があり、かけ付近の建物についての制限が定められている。

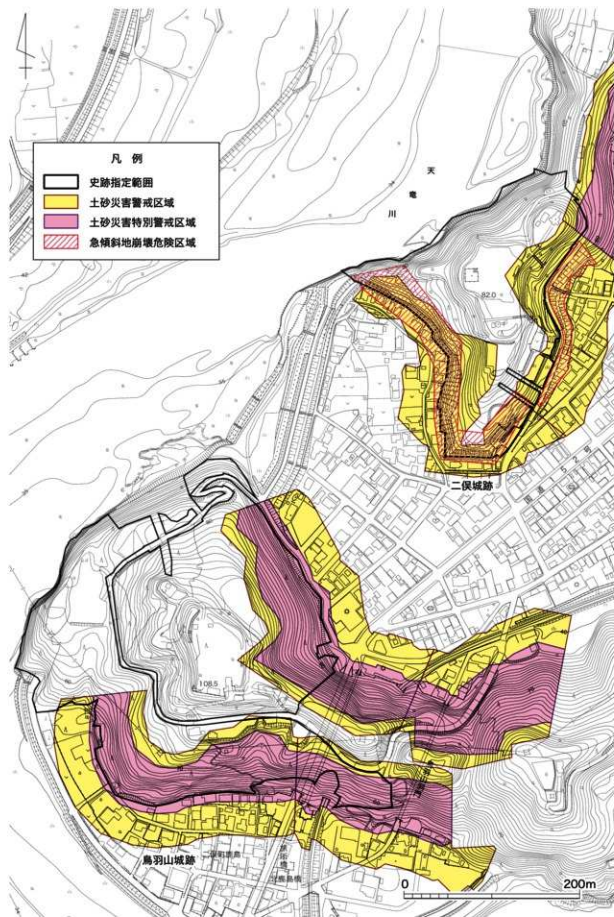


Fig.23 法適用現況図(防災関連)

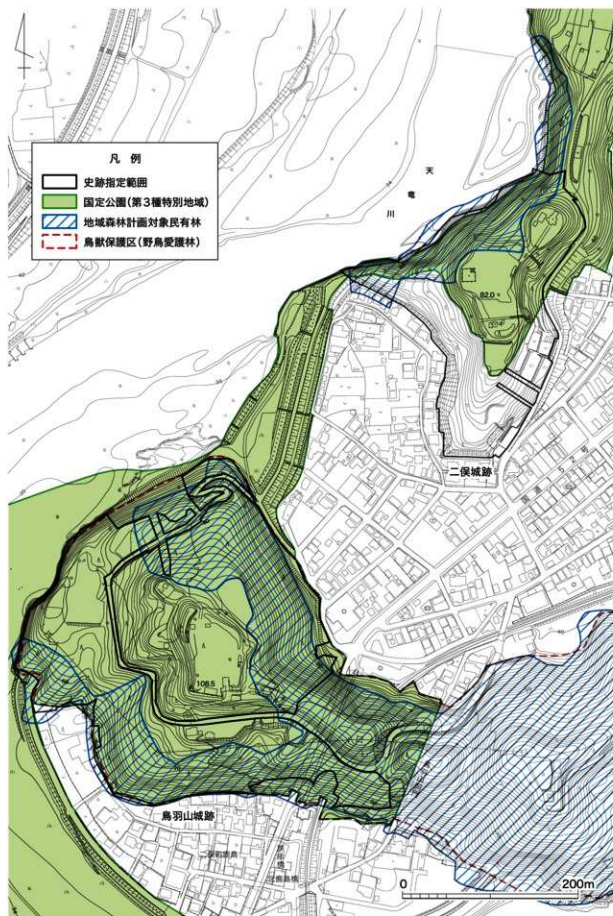


Fig.24 法適用現況図(環境関連)

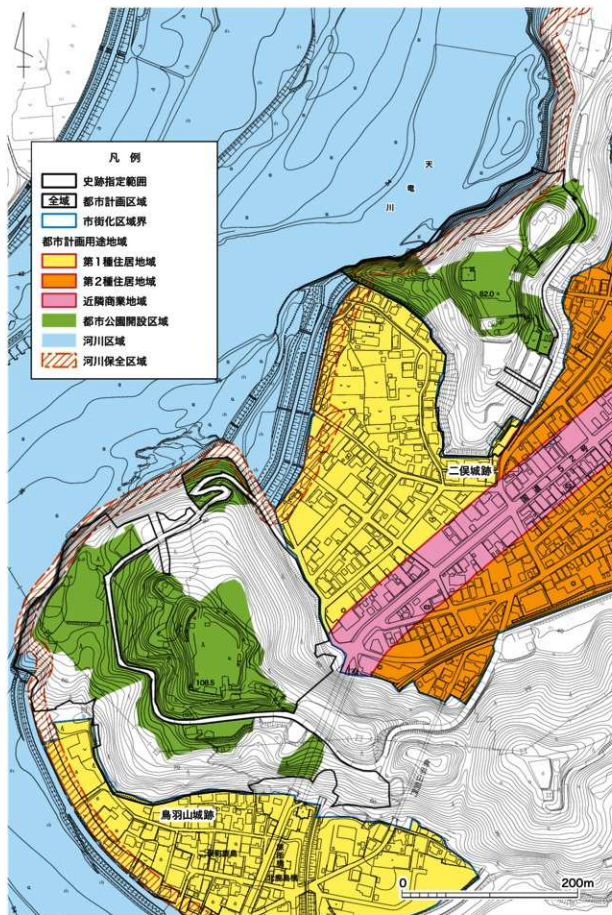


Fig.25 法適用現況図（都市計画関連1）

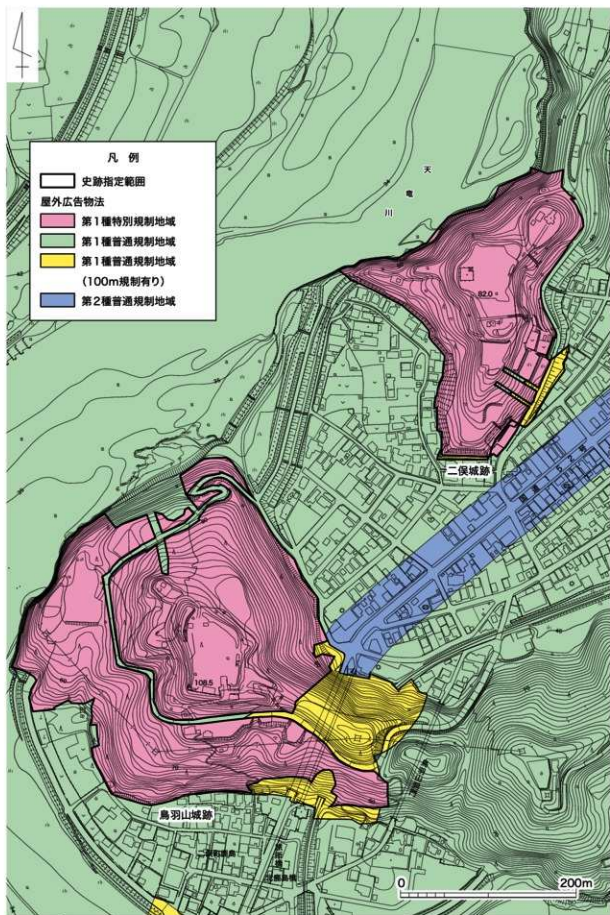


Fig.26 法適用現況図 (都市計画関連2)

第4節 二俣城跡及び鳥羽山城跡の構造

1 二俣三城と時期区分

天竜川が南北に貫く二俣の地には、笹岡城、二俣城（蛭原城、城山）、鳥羽山城の三城が南北2kmの範囲に分布している。当初、この地に築かれた地域支配の拠点は、二俣の北部に位置する笹岡城であり、二俣城の史料上の初見である建武年間（1334～1338）から永祿年間（1558～1570）まで、「二俣城」と呼ばれているのは笹岡城のことを指すとみられる。笹岡城には、本城山の詰め曲輪から、麓の本曲輪、南曲輪と南北に並ぶ城郭の構造が確認できる。

笹岡城を築城し、地域支配の拠点とした勢力は明らかではないが、16世紀初頭に斯波義隆の名がみえるのが城主にかかわる最古の記録である。永正14年（1517）、遠江守護職は斯波氏から今川氏に代わり、この頃の城主として瀬名一秀の名がみえる。天文5年（1536）以降は、今川氏の支配下のもと、松井氏（松井貞宗、松井宗信、松井宗桓）が歴代の城主を務めたことが知られている。

永祿3年（1560）、笹岡城城主であった松井宗信は桶狭間の戦いに参加し、今川義元とともに討死した。この戦いを契機に、遠江地域には軍事的な緊張が高まり、旧来の笹岡城から現在の二俣城の地に拠点が移されたのはこの頃であったと考えられる。

二俣城は、天竜川と二俣川の旧流路に囲まれた蛭原台地の南端に位置する。寛政3年（1791）の鳥羽山掘り削りの完成までは、二俣川は二俣城の南に流れており、天竜川と二俣川に囲まれたこの立地環境が戦略拠点を二俣城の地に移す契機となったことは想像に難くない。

桶狭間の戦い以降、弱体化した今川氏の領国は近隣諸国からの攻撃を許すようになり、永祿11年（1568）には徳川家康が遠江への侵攻を本格化させた。家康は、鶴殿氏長らに二俣城の防備を命じるが、その4年後の元亀3年（1572）には武田信玄が遠江に進入し、二俣城は徳川氏と武田氏の攻防の舞台となった。二俣城にみられる大規模な堀切や横堀は、この頃に設けられたと考えられる。

三方ヶ原の戦いの前哨戦となった二俣城をめぐる戦いは、武田方が勝利し、以後、設楽ヶ原・長篠の戦いがおこった天正3年（1575）まで二俣城は武田氏の軍事拠点として機能した。

二俣城が再び徳川氏の領有となると、徳川家康は大久保忠世を城主とし、北遠地域の防備にあたらせた。徳川氏による二俣城の領有は天正18年（1590）、豊臣秀吉の小田原平定まで続いた。



Fig.27 二俣三城の位置関係

Tab.13 笹岡城・二俣城・鳥羽山城関連年表

| 年 時期 | 段階 | 上級 領主 | 主要な 時期 | 西 暦 | 和 暦 | 城主・城代（前段階～2段階） / 記事（第3・4段階） |
|----------------|------|----------|-----------|---------------|------------------------------|--|
| 〔戦国期〕 〔織豊期〕 | 第1段階 | 今川 | 笹岡城 | 1338年 | 建武5年 | |
| | | | | ～1405年 | ～応永12年 | |
| | | | | 1405年～ | 応永12年～ | |
| | | | | 1501年頃 | 文亀元年頃 | 斯波義雄 |
| | | | | ～1506年～1511年 | ～永正3年～8年 | |
| | | | | 1506年～1511年～ | 永正3年～8年～ | 瀬名一秀 |
| | | | | 1529年 | 享祿2年 | （二俣昌長、中尾生城主か） |
| | | | | 1536年 | 天文5年 | 松井貞宗 |
| | | | | 1559年～1560年 | 永祿2年～3年 | 松井宗信 |
| | | | | 1560年（～1568年） | 永祿3年（～永祿11年） | 松井宗恒 |
| | 第2段階 | 徳川 | 二俣城 | 1568年（～1572年） | 永祿11年（～元亀3年） | 頼殿氏長 |
| | | | | （1572年） | （元亀3年） | （城代、中根正照） |
| | | | | 1572年～1975年 | 元亀3年～天正3年 | |
| | | | | 1575年（～1590年） | 天正3年（～天正18年） | 大久保忠世 |
| | | | | 1590年～1600年 | 天正18年～慶長5年 | 堀尾宗光（氏光） |
| | | | | 1601年～1609年 | 慶長6年～慶長14年 | （松平忠頼） |
| | | | | 1615年 | 慶長20年（元和元年） | 大坂夏の陣、一国一城令。 （二俣の地は幕府直轄領となり、中泉陣屋（現磐田市）詰の代官の支配下に入る。） |
| | | | | 1791年 | 寛政3年 | 二俣川、鳥羽山掘り割り完成。 |
| | | | | 1799年 | 寛政11年 | 内山真龍著『遠江風土記伝』成る。 |
| | | | | 1850年 | 嘉永3年 | 天竜川の洪水により川口堤が決壊、復旧に二俣城の石垣が用いられる。 |
| 第3段階 | 豊臣 | 鳥羽山城 | 1868年 | 明治元年 | 明治維新 | |
| | | | 1951年 | 昭和26年 | 鳥羽山公園として供用開始。 | |
| | | | 1961年 | 昭和36年 | 二俣城跡、天竜市史跡に指定。 | |
| | | | 1970年 | 昭和45年 | 二俣城跡天守台の修理工事。 | |
| | | | 1974年 | 昭和49年 | 鳥羽山城跡における本格的発掘調査（1次調査）。 | |
| | | | 2009年 | 平成21年 | 保存活用目的の二俣城跡、鳥羽山城跡の発掘調査を開始する。 | |
| | | | 2014年 | 平成26年 | 鳥羽山城跡、浜松市史跡に指定。 | |
| | | | 2018年 | 平成30年 | 国指定史跡「二俣城跡及び鳥羽山城跡」に指定。 | |

※本計画における本質的価値に関わる時期

天正18年（1590）、徳川氏に代わって遠江の西部や北部は、豊臣秀吉の重臣である堀尾吉晴が領有した。吉晴は浜松城に入り、二俣城の防備は弟の宗光（氏光）に任せたとみられる。また、吉晴は遠江の領有を任ぜられて間もなく、浜松城、二俣城、鳥羽山城の三城の主要部分に石垣を構築し、浜松城と二俣城には天守を築いたと考えられ、堀尾氏による二俣城領有は、関ヶ原の戦いがあった慶長5年（1600）まで続いた。関ヶ原の戦い以降、遠江における豊臣勢力の一掃と堀尾氏の転封によって、二俣城はその存在意義が薄れ、慶長5年（1600）以降は実質的な機能は消滅したとみられる。

慶長6年(1601)、堀尾吉晴に代わって浜松城に入った松平忠頼は、二俣の地も領国とした。二俣城が完全に廃城となるのは、忠頼が横死した慶長14年(1609)から、一国一城令が下される慶長20年(1615)の間と捉えることができる。

また、二俣城の500mほど南に位置し、別城一郭と呼ばれたのが鳥羽山城である。鳥羽山城には3箇所の山頂部分があり、山頂部分を中心に東群、中央群、西群と呼ぶそれぞれに城郭遺構がみられる。鳥羽山城は天正3年(1575)、徳川家康が武田氏から二俣城を奪還するために本陣を置いた地として知られているが、徳川氏が本陣をおいたのは、狹義の「鳥羽山」の地を指す中央群と東群の地である可能性が高い。一方、「南山」に築かれた西群には、土塁を備えた本丸と数多くの腰曲輪が残る。これらの中心部分には緩やかな勾配をもつ野面積みの石垣が構築されているが、二俣城と同じく天正18年(1590)～慶長5年(1600)の間に当地域を領有していた堀尾氏の改修によるものと捉えられる。鳥羽山城には大規模な大手道が整備され、本丸には庭園が設けられるなど、御殿的な要素が強く、戦略拠点の様相が濃厚な二俣城とは好対照をなしている。二俣城が戦時用の施設として機能を高めていくにつれ、鳥羽山城は居住・政治空間としての機能をもたせたものとみられる。鳥羽山城の機能停止の時期は、二俣城と同じく慶長5年(1600)の堀尾氏転封後のことであったとみられる。

時期区分は、5段階を設定する(Tab.13)。特に本計画に関連する第2段階を戦国期、第3段階を織豊期と記述する。

2 二俣城の構造

(1) 概要

二俣城の主要な城郭部分は南北300m、東西200mの範囲にあり、堀切で区画された曲輪の要所には石垣がみられ、南北に連なる5つの曲輪(北の丸、本丸、二の丸、南の丸Ⅰ・Ⅱ)と本丸の西側に続く3つの曲輪(西の丸Ⅰ～Ⅲ)があり、その間に堀切や横堀、帯曲輪などが展開している。

(2) 各曲輪の詳細

ア 本丸

本丸は二俣城で最も高い位置にあり、南北55m、東西50mの規模をもつ。北側は北の丸、南側は二の丸と接し、北の丸との通路に搦手門、二の丸との通路には中仕切門がある。中仕切門から搦手門にかけての本丸東側と、搦手門西側にあたる本丸北東側に土塁が残存しており、東側土塁と南側土塁には石垣がみられる。

本丸西側中央部に石積みの天守台が構築されている。自然石を用いた野面積みの石垣で、ほぼ東西南北の軸線に合わせた方形を呈する。基底部の規模は南北15.5m、東西14.5mであり、みかけ上の高さは4.2mである。現状では天守台上面に礎石などの構造物は認められない。なお、北側には東から西に向かって上がる階段がある。

本丸北側の虎口には搦手門がある。喰違虎口であることや壁面に石垣がみられることなどから、堀尾氏改修前の大手はこちら側だった可能性がある。また、中仕切門については石垣と一体となった構造、礎石を持つ建物跡が確認されていることから、櫓門であった可能性が高い。

そのほか、本丸北側及び西側の斜面には小規模な帯曲輪が数箇所確認できる。長辺15～20m程度で、いずれも天竜川に向けての斜面上に位置することから、河川側への防御を意識したものと考えられる。

イ 二の丸

二の丸は本丸と一連の地形上に位置し、南北40m、東西30mほどの規模をもつ。北側は中仕切門を隔てて本丸と接し、東側は大手門、南側には三号堀を隔てて南の丸Ⅰがそれぞれ位置する。大手門の東側には南北に伸びる帯曲輪がみられ、東側斜面には部分的に石垣が確認できる。城下町から続く大手筋に至るとともに、三号堀を城内通路として西側の曲輪群にも繋がっている。

二の丸の四周には土塁が確認できる。本丸南側の土塁には石垣がみられるが、西側、南側、東側の土塁には石垣がみられない。大手門が渡り櫓だったとすれば、櫓部分がのる位置に相当する。

二の丸の東側に大手門跡が認められる。南側と北側に石垣がみられ、南側の石垣は構築時のものと判断できる。なお、北側の石垣は築石の積み方が異なっており、明らかに後世の積み直しと判断でき、北東の隅角は鈍角に形成され、初源的な算木積の技法を用いている。

ウ 北の丸

北の丸は本丸の北側に位置し、長軸60m、短軸35mの規模をもつ。昭和29年(1954)に遷座した旭ヶ丘神社が鎮座する。

北の丸は神社造成に伴う改変が顕著である。北側に一段高い箇所が認められるが、これは神社造営の際に土地を削り残したものと伝わる(大場ほか1970)。本丸との連結は、改変が強く不明瞭であるが、土橋若しくは木橋で繋がっていた可能性がある。

北の丸の北西斜面、本丸との間には四号堀がみられ、反対側にあたる南東斜面に連続している可能性がある。また、北の丸の北側には五号堀がみられる。

エ 南の丸Ⅰ

南の丸Ⅰは二の丸と三号堀を隔てており、南北30m、東西30mの規模をもつ。曲輪の東側が削られているが、これは近年の造成作業による改変であり、当初の形状を反映したものでない。

南の丸Ⅰの西側と南側に土塁が確認でき、西側斜面には石垣がみられる。この土塁の大部分は近年、重機によって破壊され現在の姿は内側の石垣も含め、平成8年(1996)の復旧工事によって施されたものである。また、南の丸Ⅰに至る曲輪の南西部の斜面も重機による改変を受けたものとみられる。

南の丸Ⅰと南の丸Ⅱを隔てる二号堀は堀切であり、両側の斜面から掘削し、尾根を切断する意図が明確にうかがえる。南の丸Ⅰと二の丸を隔てる三号堀は横堀で、西の丸Ⅰや西の丸Ⅱから二の丸に至る城内通路の役割も担っている。



Fig.28 二俣城跡二号堀



Fig.29 二俣城跡二号堀

オ 南の丸

南の丸Ⅱは、南の丸Ⅰの南に連なる丘陵を切り開いて形作られており、南北35m、東西25mの規模をもつ。南の丸Ⅱの南側には最南端に掘削された一号堀が、北側には南の丸Ⅰと隔てる二号堀がある。一号堀は堀切であり、岩肌が露出していることに起因して、中央付近で90度近く折れ曲がる。

カ 西の丸Ⅰ

西の丸Ⅰは本丸の南西部に位置し、南北20m、東西25mの規模をもつ。曲輪の南側と西側には石垣がみられる。公園の園路による改変がみられるが、上手側には西の丸Ⅱが位置する。西の丸Ⅰは、位置関係や石垣の特徴から、『遠江国風土記伝』に伝えられる蔵屋敷に相当すると考えられる。

また、西の丸Ⅰには二俣城跡内で最も高い石垣が確認されており、南側の石垣は最大5.6mの高さを測る。南側の石垣は東に向かって基底部の標高が高くなっており、石垣の裾が川口の山裾から西の丸Ⅱに至る城内通路であったとみられる。西の丸Ⅰの先端には堀切などが認められないなど、南の丸Ⅰや南の丸Ⅱとは構築意図や構築の時期が異なることが想定できる。

キ 西の丸Ⅱ

西の丸Ⅰの上手側の曲輪であり、中心部は10m四方の規模をもつ。西の丸Ⅰから西の丸Ⅱの裾には、通路状の細長い平坦面が続いており、西の丸Ⅱには裾をめぐる城内通路が想定できる。一号堀の上面を用いて西の丸Ⅱ内に至るような造作があったとみられる東側には土塁が設けられており、この通路が重要なものであったことをうかがわせる。西の丸Ⅱからは現在の公園の園路とほぼ同じ箇所を伝って、城内通路が三号堀に連続する。

西の丸Ⅱの南東側に設けられた一号堅堀は、山裾に近い部分まで堀の窪みが存在する。一号堅堀の上部は平坦面が作り出され、西の丸Ⅱの裾をめぐるように設定されている。これは古い段階の堅堀を城内通路として活用した可能性がある。ほかに、西の丸Ⅱの周辺部と南の丸Ⅰを隔てる堅堀として二号堅堀が確認でき、これは南の丸Ⅰに向かって岩盤が露出し、急峻な地形となっている。

ク 西の丸Ⅲ

西の丸Ⅲは本丸天守台の西側に位置し、南北5m、東西30mほどの規模をもつ。井戸曲輪と呼称されることがあるが、同時代の名称とはいかがたい。曲輪の北側でわずかに土塁が認められ、その北側には小規模な帯曲輪がみられる。西の丸Ⅲから本丸へは、南東側の斜面を伝って西の丸Ⅱの近辺を通り、三号堀、二の丸を経由していたと考えられる。



Fig.30 西の丸Ⅰ城内で最も高い石垣



Fig.31 西の丸Ⅱ土塁



Fig.32 二俣城における石垣配置図

(3) 石垣の特徴

二俣城跡には、本丸土塁の外周、大手門とその周辺、南の丸Ⅰ、西の丸Ⅰに石垣がみられる。本丸土塁外周の石垣は、遺存範囲が明確でないが、土塁外周の大部分に構築されていた可能性が高い。隅角部が遺存している部分は天守台や大手門に限られるが、算木積が用いられている。石垣が構築されている場所の傾向として、二俣城の中核部と城下町と大手道が推定される南面、二俣城の南西部に集中している点があげられる。大手筋や川口集落からの景観を意識して整備されたことがうかがえる。

二俣城跡は、遅くとも17世紀初頭には廃城になったと捉えられるが、二俣城跡の天守台石垣や大手門、本丸東側石垣等は、廃城後に修築されたと捉えられる。二俣城の石垣が廃城後の近世・近代の二俣地区において象徴的な構造物であったことを物語る事象として注目できる。

(4) 城内通路

二俣城の本丸に至る通路は、東側と西側の2方向にある。東側にある城下町から二俣城に登る麓の入口は、城山下の大鳥居のあたりとされる(大場ほか1970,7頁)。かつては九十九折の小道が斜面にあったとされるが、現在は急峻な階段が設けられている。階段は市道で分断され、城内まで直接的に上ることはできないが、その延長上には大手広場と称される広場がある。この部分には本来石垣があったといわれるが(大場ほか1970,8頁)、現状では石垣は確認できず、埋没している可能性が高い。大手広場を通じて、二の丸東側の帯曲輪に至り、大手門に至る東側経路が城下町から大手筋と考えられる。

また、二俣城には川口から西の丸Ⅰを経て大手門に至るもう一つの城内通路がある。川口から城内に上り、西の丸Ⅰの南西隅部から西の丸Ⅱの裾を通り、一号堅堀を通じて西の丸Ⅱの東隅の虎口に至る経路が復元できる。西の丸Ⅱの東部には土塁が築かれており、この経路が重視されていたことをうかがわせる。西の丸Ⅱからは現在の公園の園路と重なる斜面を南東方向に進み、二の丸と南の丸Ⅰを隔てる三号堀に至る。三号堀からは二の丸の裾を南から東に辿って大手門に至る。

なお、搦手側の経路については、現在までの地形の改変により、その詳細は不明である。



Fig.33 二俣城における城内通路



Fig.34 二俣城跡復元遺構図

3 鳥羽山城の構造

(1) 概要

鳥羽山城の山塊には3箇所の頂部があり、それぞれに城郭遺構がみられることから、東群、中央群、西群と呼ばれている。東群と中央群の城郭遺構については、土づくりの遺構に限定される。西群は石垣をもつ単郭式の遺構を中心とした遺構群であり、東群や中央群と比べて独立性が高い。

(2) 東群・中央群

ア 東群

鳥羽山城の東群は鳥羽山丘陵東端の山頂を中心に展開している。東群には規模は小さいながらも、切岸や堀切が認められ、南側から丘陵の周りを取り囲むように城内通路が設定されている。城内通路は南側から施設内に至るように北進し、180度方向を変えて北側の虎口を経て曲輪内部に至るものと捉えられる。また、丘陵が連続する南東部にも帯曲輪が数段認められる。

東群の山頂部から中央群にかけては馬の背状の拵せた尾根が続き、縦走するには十分な大きさであるが、人為的に切り開いた痕跡は認められない。現状は自然地形が、大きな改変が行われたとみられる。

イ 中央群

鳥羽山城の中央群は鳥羽山丘陵中央部の山頂を中心に展開している。現在、曲輪があったと考えられる山頂部分については、建物や送電線の鉄塔が建てられており、城郭にかかわる明確な遺構は確認できない。ただし、中央山頂の西側尾根には帯曲輪と認識しうる地形がある。

中央群の北側斜面には、大規模な横堀が確認できる。横堀は等高線に沿うように設定されており、分断された小尾根が2箇所、独立した小丘として横堀の下手に残っている。横堀は幅8mをこえる大規模なものであり、この規模や、石垣を用いない構造、二侯城との位置関係から、天正3年(1575)に徳川家康が武田方にあった二侯城を攻めるために構築したものである可能性が高く、中央群の曲輪がその際に徳川方の本陣が置かれた場所にあたると思われる。

その他中央群の尾根は西側に連続しているが、中央群山頂の西側には大規模な土取りによって自然地形が大きく失われている。

(3) 西群

ア 本丸

本丸は鳥羽山城で最も高い位置にあり、南北80m、東西45mの規模をもつ。いわゆる単郭式の構造で、周囲の曲輪は本丸と比べて従属的な関係にある。本丸には土塁が良好に残存しており、南側に大手門、北側に拵手門、東側に東門がある。本丸内の施設としては、西側に庭園遺構と礎石建物が確認されている。西側の土塁には鉾巻石垣と腰巻石垣が上下二段にわたり構築されており、大手門と東門の外側には櫓形が形成されている。

本丸の南側に位置する大手門は、開口部の幅6m、南北は6mである。大手門の南側は櫓形に造形され、南面する石垣には暗渠がみられる。大手門の南側には排水路が設けられており、石材を用いた造作が複雑に入り組んでいる。櫓形の西側の石垣には比較的大形の石材が用いられており、鳥羽山城の中で最も景観を重視していたとみられる。

本丸東側に位置する東門は、幅2m、長さ4mの小規模な門である。開口部の石垣は積み直しが顕著

であるが、礎石として用いられた可能性がある石材が6箇所にみられる。石材の間隔は中心間で約1.8mと極めて狭く、通常の扉をもつ門を想定することが難しく、門の上部にも土塁や塀が巡る埋門であった可能性がある。

また、本丸北側に位置する搦手門は、幅6.5mの規模をもち、開口部の小口面には石垣がみられるが、基底部分は斜面であり、櫓門など大規模な扉をもつ門は想定し難い。

本丸西側の土塁には総延長90mほどの範囲で鉢巻石垣が確認できる。南面の石垣は確認できないが、本来は大手門から搦手門まで全周していたと捉えられる。鉢巻石垣は自然地形に合わせて構築されており、屈曲部には鎗が意識されている箇所も認められる。また、南西の角が出隅になっていたことが残存する石垣の状況から確認でき、南西角の上部には櫓が築かれていた可能性がある。

本丸北西側の鉢巻土塁は矩形を意識した平面形状をしている。鉢巻石垣の北西隅はほぼ直角に折れ曲がる想定で、搦手門に接続する。搦手門西側の石垣は、基底部分が自然地形に合わせて下がっており、隅角部の石積が大きく失われおり、破城の痕跡を示す可能性がある。なお、東門から大手門にかけては鉢巻石垣が良好に残存しており、東の丸Ⅰにかかる部分は鳥羽山城の石垣の中で最も高い。

また、本丸の南西隅を中心に腰巻石垣が確認できる。腰巻石垣は鉢巻石垣に比べて石材の崩落が顕著であり、一部、積み直しされている可能性がある。腰巻石垣の南面部分は、大部分が確認できないものの、東の延長上に東の丸Ⅰ南東隅の石垣があり、本来両者は一連の石垣であった可能性が高い。

イ 大手道

本丸南東隅に東西に大手道が設けられている。

大手道の幅は東側部分が6mと狭く、西に向かうにしたがって幅を増している。大手道の両側には石垣が築かれている。発掘調査の結果、埋没している石垣は1m近いとみられる。

ウ 東の丸Ⅰ

東の丸Ⅰは本丸の南東部に位置し、南北10m、東西30mほどの規模をもつ。本丸とは大手門で接し、北側に大手道がある。大手道に沿って石垣があり、東側の基底部分も腰巻石状の石垣がみられる。また、東の丸Ⅰの西端は、大手門前の平坦面と区画する石垣が残存しており、この石垣の上面は明らかに後世の積み直しだが、下部は石垣構築時の石積みが残存しているとみられる。この石垣は傾斜せずに直立していることから、建物の内部に取り込まれていた可能性がある。

エ 東の丸Ⅱ

東の丸Ⅱは大手道の北側に位置する三角形を呈する曲輪で、南北15m、東西35mほどの規模をもつ。南側斜面は大手道の石垣があり、西側には本丸の鉢巻石垣がある。本丸土塁の南東隅角付近には、数点の大形の石材が置かれており、何らかの遺構を構成していた石材の可能性が高い。

オ 西の丸Ⅰ

西の丸Ⅰは本丸の北西隅に設けられた独立丘上に設けられた曲輪で、長軸25m、短軸10mほどの比較的小規模である。笹曲輪とも称され、現在は公園の東屋が設置されている。曲輪からの眺望は良好で、天竜川を見下ろすには絶好の位置である。

カ 西の丸Ⅱ

西の丸Ⅱは本丸の北寄り西側に位置し、上下二段にわたり削平されており、上下二段をあわせて南北25m、東西15mほどの規模をもつ。また、その南側には岩盤の露頭がみられる。

キ 南の丸Ⅰ

南の丸Ⅰは本丸の南側に設けられた比較規模が大きい曲輪で、南北25m、東西60mほどの規模をもつ。南側にはさらに小規模な帯曲輪が連なる。現在は公園の駐車場として整備されている。

ク 南の丸Ⅱ

南の丸Ⅱは南の丸Ⅰの東側の小規模な尾根上に築かれた帯曲輪で、南北30m、東西20mの規模をもつ。南側の尾根伝いに小規模な帯曲輪が連なる。南の丸Ⅰと同様、現在は公園の駐車場である。

ケ 南の丸Ⅲ

南の丸Ⅲは南の丸Ⅱの東側に位置する帯曲輪で、南北15m、東西15mほどの規模をもつ。西側には土塁が確認できる。

コ 南の丸Ⅳ

南の丸Ⅳは、南の丸Ⅰの南西側にある曲輪で、南北30m、東西10mほどの規模をもつ。西側には土塁が認められるが、土塁は南東隅で途切れ、虎口を形成している。土塁の内部は平坦であり、何らかの施設があったとみられる。

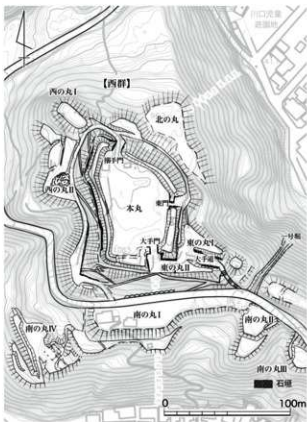


Fig.35 鳥羽山城における石垣配置図

サ 北の丸及び北側、北西側の曲輪群

本丸の北側には南北30m、東西35mの広大な平坦地がある。付属的な帯曲輪としては不自然な大きさのため、公園造成に伴う整地の可能性がある。

そのほか、本丸の北西側から北側に平坦面があり、曲輪として認識しうる形状が確認できる。なお、北西側の平坦面は駐車場として造成されている。

(4) 石垣の特徴

鳥羽山城跡には、本丸土塁の上段と下段、大手道の両側斜面に石垣がみられる。本丸土塁上段の鉢巻石垣は、鳥羽山城のなかでも最も高く石材が積まれている。遺存範囲が明確でないが、土塁上部の大部分に設けられていた可能性が高い。一方、土塁下段の腰巻石垣は設置範囲が城内南側の一部のみに積まれていたとみられる。隅角が遺存している部分は限られるが、二俣城跡でみられるような算木積は用いられていない。



Fig.36 鳥羽山城の城内通路



Fig.37 田代家通路

(5) 城内通路

鳥羽山城の中心的な遺構は、西群と呼ぶ丘陵の西側に集中している。鳥羽山城西群の大手筋の起点は不明瞭であるものの、位置を想定する手がかりとして、丘陵の南側の二侯町鹿島に、近世の材木問屋であった田代家が所在する。大正2年(1913)に作成された地籍図によると田代家から北側に進み、峠を越えて二侯に至る道が確認できる。この峠道は現在も鳥羽山城に至る市道に踏襲されており、近世を通じての鳥羽山を越える主要経路であったとみられる。このことから、田代家から鳥羽山城に上るこの山道は、鳥羽山城の大手筋だった可能性がある。

田代家付近の山麓から中腹まで進んできた城内通路は経路を西向きに変えて現在の大手道東側の平坦面に至るものと考えられる。この部分は現状では道路と駐車場で切り開かれているが、造成前には帯曲輪が連なる形状であったとみられる。

東の丸Ⅱの南東隅を北進し西に90°折れると大手道に至り、さらに西に直進すると本丸の土塁にあたる。ここから、南側の大手門に至るには、東の丸Ⅰを通過し、大手門前の櫓形に至る。また、本丸南東隅から犬走り状の平坦面を通じて東門に至ることもできる。

本丸の北側には搦手門があり、搦手門から北側の斜面に抜けることはできるが、麓に至ることができないような通路を認めることができない。搦手門から北に抜け、進路を西にとると、西の丸Ⅰ、西の丸Ⅱに至ることができる。

一号堀は、鳥羽山城西群の東寄りに設定されている大規模な堀切である。幅10m以上の規模があり、大手筋の通る尾根を明確に遮断している。一号堀の南側は道路の造成によって土地形状が改変されており、堀が連続しているかは不明瞭である。北側については、丘陵中腹付近まで堀が残っていることが分かる。



Fig.38 鳥羽山城跡遺構復元図(1)

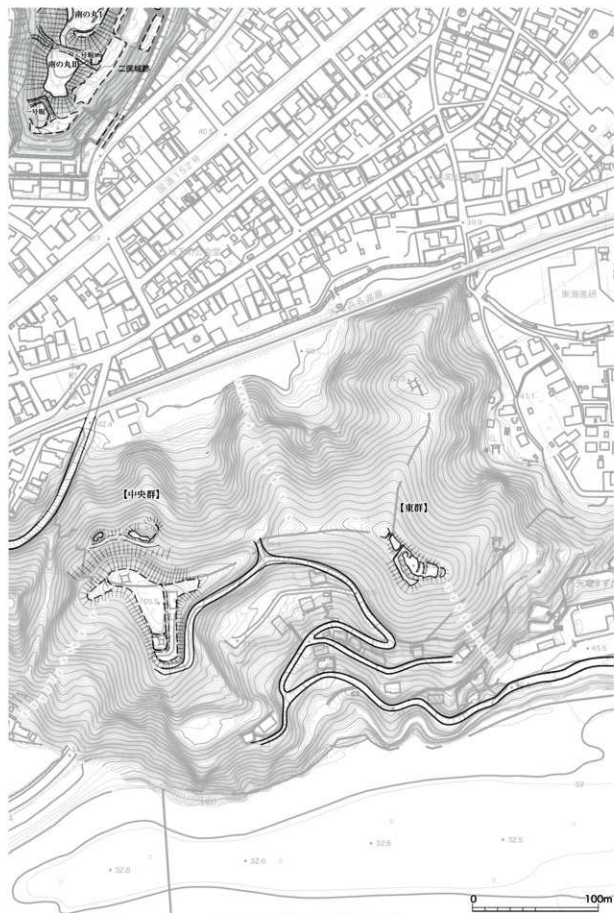


Fig.39 鳥羽山城跡遺構復元図(2)



Fig.40 鳥羽山城跡遺構復元図(拡大図)

第5節 発掘調査の成果

1 二俣城跡の発掘調査成果

天竜市及び浜松市は、二俣城跡における遺構の残存状況や構造の把握を目的として、これまでに7回にわたる発掘調査を実施した。

天竜市による調査 天竜市は、平成3年(1991)に、二俣城跡二の丸の南側において初めて発掘調査を実施した(1次調査)。

浜松市による調査 浜松市は、二俣城跡の保存活用のための確認調査を、平成21年(2009:2次調査)から平成27年(2015:7次調査)の6回にわたり実施した。これらの発掘調査では1970年代までに確認されていた二俣城の石垣の位置等を把握した。本丸天守台・本丸中仕切門・二の丸・三号堀・南の丸Ⅰ・西の丸Ⅰの構造や遺存状態などを確認し、二俣城跡の規模や構造が明らかになった。

これまでの発掘調査によって明らかになった二俣城跡の様相のうち、特筆すべき成果を次に示す。

Tab.14 二俣城跡における調査履歴

| 回数 | 調査年月 | 調査地点 | 調査溝掲載No. |
|----|-------------------|-----------|-------------|
| 1次 | 平成3年(1991)8月 | 二の丸 | — |
| 2次 | 平成21年(2009)2月 | 本丸天守台 | 調査溝1,3 |
| | | 本丸中仕切門 | 調査溝4 |
| 3次 | 平成22年(2010)3月 | 本丸中仕切門 | 調査溝4 |
| | | 三号堀(横堀) | 調査溝6 |
| 4次 | 平成23年(2011)2,3月 | 本丸中仕切門 | 調査溝4 |
| 5次 | 平成24年(2012)10,11月 | 本丸天守台 | 調査溝2 |
| | | 本丸中仕切門 | 調査溝5 |
| | | 三号堀(横堀) | 調査溝7 |
| 6次 | 平成26年(2014)9月 | 西の丸Ⅰ(西曲輪) | 調査溝10,13,14 |
| 7次 | 平成27年(2015)10月 | 南の丸Ⅰ | 調査溝8,9 |
| | | 西の丸Ⅰ(西曲輪) | 調査溝11,12 |



Fig.41 二俣城跡西の丸Ⅰ作業風景



Fig.42 二俣城跡三号堀発掘調査状況

天守台 本丸の西側には4面に石垣を用いた天守台が構築されている。天守台の石垣は本丸西側土塁の一部を組み込む形で土塁上に構築されており、石垣は二俣城跡の造営期間中でも相対的に新しく、堀尾氏段階のもとと捉えられえ。天守台の石垣は基底部とその上部2・3石を除き積み直しされている可能性がある。

中仕切門 本丸南東部に設けられた中仕切門両脇の土塁には、石垣が構築されている。また、4つの礎石があったことが確認でき、瓦がまとまって出土したことから、瓦葺きの構造物を伴った門であることが判明した。

三号堀 三号堀は二の丸と南の丸の間に設けられた横堀である。三号堀の底面と二の丸土塁上面まで高低差は7.7m程度あり、高い防御性がうかがえる。また、三号堀は、底面が平坦な箱堀であり、二俣城の西側と中枢部や東側を結ぶ、場内通路の機能を備えていたといえる。

西の丸I 西の丸Iは、尾根の南側と西側を直線的に成形し、その南面と西面に石垣をもつ。土塁の痕跡はみられない。西の丸Iの南側に構築された南側石垣は、二俣城に構築された石垣の中でも最大規模を誇る。崩落や擁壁工事により詳細は不明だが、南側石垣と西側石垣は、隅角部をもつ一連の石垣であった可能性が高い。石垣背面構造の調査成果から西の丸Iの西側石垣は、もともとあった切岸を利用して石垣が構築されている。織豊系城郭への改築の様子をうかがい知ることができる。

出土物の傾向 二俣城跡の出土物の時期は、瀬戸美濃大窯3段階から4段階に中心がある。これにより二俣城の拠点化の始まりを1560年代に求めることができる。また大窯4段階を境に、それ以後の時期の出土品がほとんどみられなくなることも、廃城の時期を慶長5年(1600)、若しくはその直後頃と捉えて矛盾がないことを示している。



Fig.43 西の丸I石垣検出状況



Fig.44 二俣城跡主要出土遺物



Fig.45 中仕切門礎石検出状況

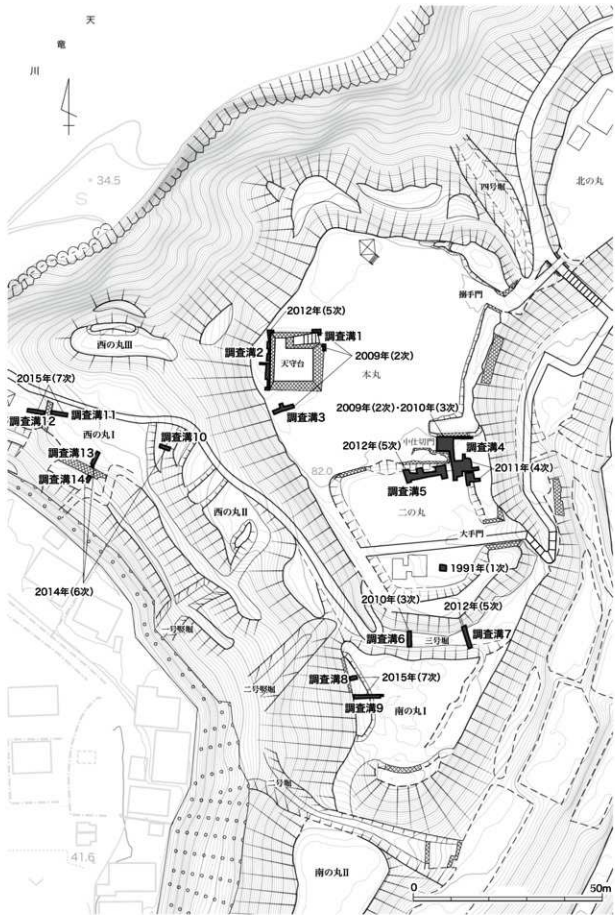


Fig.46 二俣城跡調査区配置図

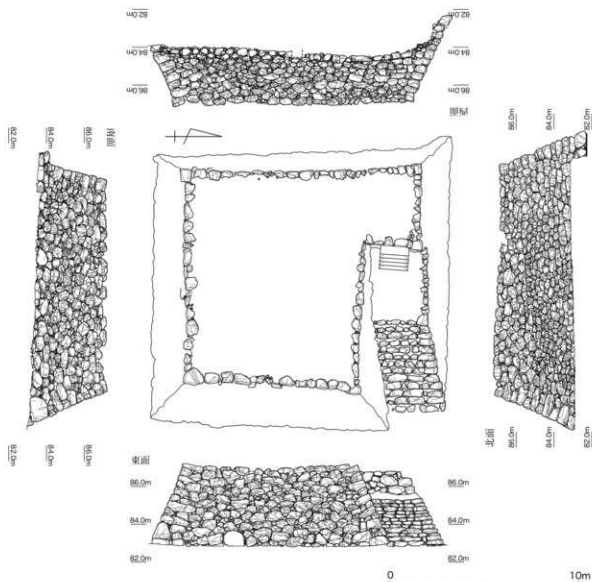


Fig.47 天守台の構造



Fig.48 西面埋もれ隅角



Fig.49 北西隅角調査状況

2 鳥羽山城跡の発掘調査成果

天竜市及び浜松市では、鳥羽山城跡における遺構の残存状況や構造の把握を目的として、これまでに6回にわたる発掘調査を実施した。中央群、東群、西群からなる3つの遺構群のうち、積極的に発掘調査を実施したのは西群である。

天竜市による調査 鳥羽山城跡の西群遺構にかかわる探索は、昭和26年(1951)の公園整備開始にかかわり公園管理人であった鈴木喜代次氏による石垣探索から始まった。

昭和50年(1975)には本丸において本格的な発掘調査が実施され(1次、2次調査)、この調査では搦手門の詳細をはじめ、土塁に接した礎石建物や枯山水庭園などの存在が明らかになり、鳥羽山城跡本丸内の施設とその性格をうかがう重要な成果をあげた。続く平成元年(1989)には本丸南側において展望台建設に先立つ事前調査(3次調査)を実施し、土塁の痕跡と、鍛冶関連の遺物を確認した。

なお、1～3次調査は天竜市若しくは天竜市教育委員会がかかわり、1次・2次調査は、奥田直梁(根津美術館)が担当した。3次調査は天竜市教育委員会職員が担当した。

浜松市による調査 浜松市による保存活用のための確認調査は、平成21年(2009)(4次調査)と平成25年(2013)(6次調査)に実施した。2回にわたる発掘調査では、1970年代までに確認されていた鳥羽山城跡の石垣の位置を詳細に把握し、礎石建物、庭園遺構、大手道の規模などの現状を確認した。特に4次調査においては、本丸南西隅の腰巻石垣の埋没状況を確認した。この調査と鳥羽山城にかかわる測量調査を通じて、鳥羽山城跡の規模や構造を明らかになった。

なお、4次調査と6次調査の間にあたる平成24年(2012)には、東群の尾根上において遺構残存状況を探る確認調査(5次調査)も実施した(浜松市教委2014)。この調査では、城郭にまつわる情報は得られなかったが、鳥羽山城跡の中央群や東群にかかわる認識を高める契機となった。

1950～60年代の鈴木喜代次氏の石垣探求及び、これまでの発掘調査によって明らかになった鳥羽山城跡の様相のうち、特筆すべき成果を次に示す。

本丸内の施設 本丸内部には井戸や、礎石建ちの建物があり、枯山水の庭園が築かれていることが明確にされた。このうち、井戸については、十分な調査が及んでいないことから、城郭に伴わない可能性

Tab.15 鳥羽山城跡における調査履歴

| 回数 | 調査年月 | 調査地点 | 調査溝掲載No |
|----|----------------|---------|-----------|
| 1次 | 昭和50年(1975)3月 | 本丸・搦手門 | — |
| 2次 | 昭和50年(1975)7月 | 本丸 | — |
| 3次 | 平成元年(1989)8,9月 | 本丸南側土塁 | — |
| 4次 | 平成21年(2009)3月 | 大手道 | 調査溝8,9,11 |
| | | 本丸東側石垣 | 調査溝7 |
| | | 本丸中央部 | 調査溝1,2,3 |
| | | 本丸北西側土塁 | 調査溝4 |
| | | 本丸西南隅 | 調査溝6 |
| 5次 | 平成24年(2012)6月 | 東群尾根上 | — |
| 6次 | 平成25年(2013)9月 | 大手道 | 調査溝8,10 |
| | | 東門 | 調査溝5 |

がある。礎石建物は土塁に近接しており、土塁上面に建物が及ぶような構造であった可能性が考えられる。この礎石建物は細長い多門櫓のようなものとみられるが、土塁の上面に及ぶ懸造構造であることが妥当であるなら、比較的規模が大きい本格的な城郭建築を想定することも可能である。建物が築かれた時期は、枯山水庭園より遡るものであり、庭園が築かれた時期を鳥羽山城の最終段階である堀尾氏が在城期（1590～1600年）と捉えれば、それよりも遡る時期の構築物である可能性も残される。

枯山水庭園 本丸の北東側には枯山水の庭園跡が確認できる。庭園遺構は礎石建物よりも上層にあり、鳥羽山城の造営期間でも比較的新しい時期のものである。滝口と築山、配石などで構成する作風は、京都を中心とした西日本の技術系譜に連なるものであり、この庭園の構築主体は堀尾氏と捉えられる。

大手道の形状 発掘調査によって、鳥羽山城の大手道は幅6～9mに及ぶ大規模なもので、最大で地下1.6m以上埋没していることが明らかになった。大手道の本来の形状を復元すると、本丸に至る経路が荘厳化されていることがうかがえる。鳥羽山城の規模から考えると、この大手道の規模は破格の大きさである。大規模な大手道は、枯山水庭園の存在とあわせ、鳥羽山城の居館としての性格がうかがえる特徴として評価することができる。

出土遺物の傾向 本丸の調査区において、一定量の遺物が出土した。出土遺物の時期については、瀬戸美濃大窯3段階から4段階に中心があることが明確になった。これにより鳥羽山城の拠点化の始まりを1560年代に求めることができる。また大窯4段階を境に、それ以後の時期の出土品が殆どみられなくなることも、廃城の時期を慶長5年（1600）、若しくはその直後頃と捉えて矛盾がないことを示している。



Fig.50 庭園遺構



Fig.51 鳥羽山城跡主要出土遺物



Fig.52 大手道石垣埋没状況

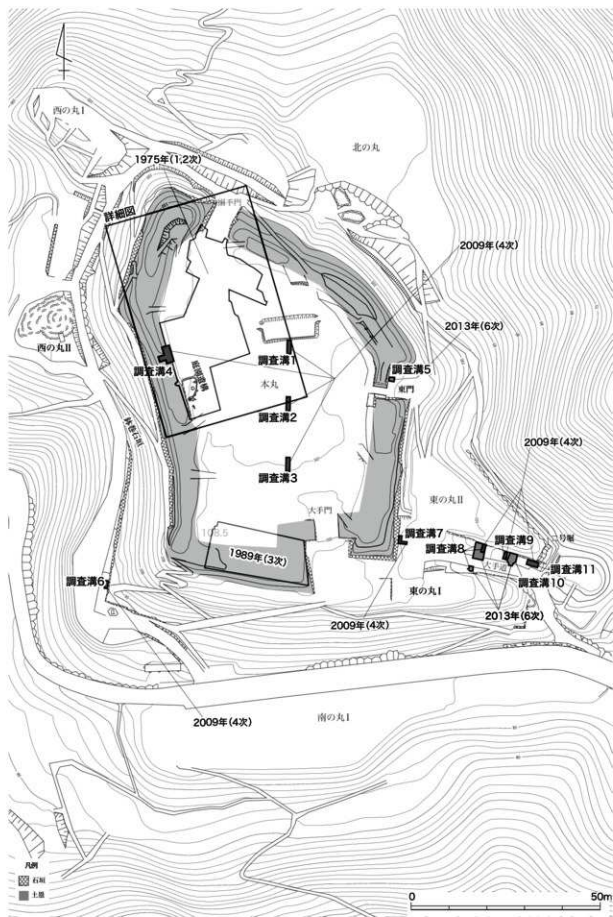


Fig.53 鳥羽山城跡調査区配置図

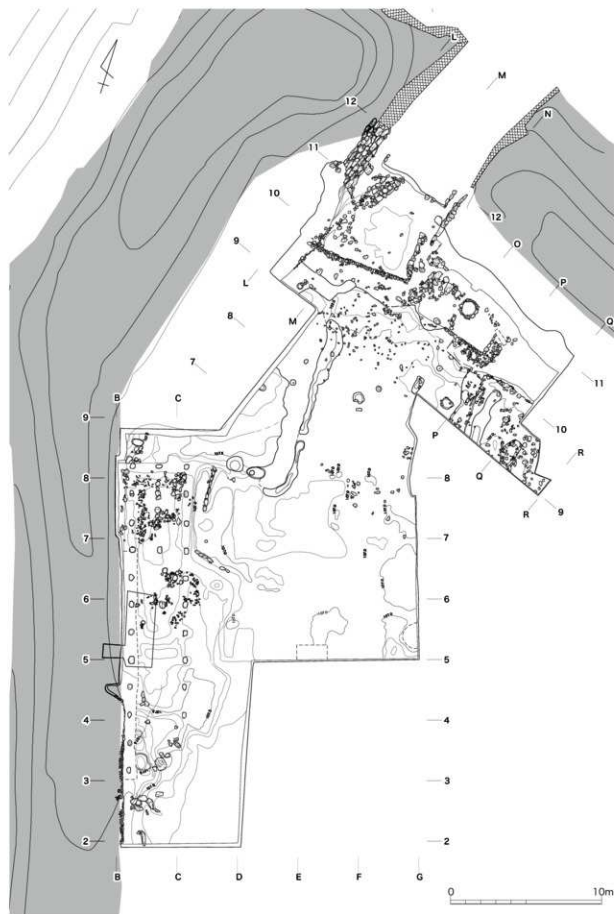


Fig.54 本丸西北部調査区詳細図

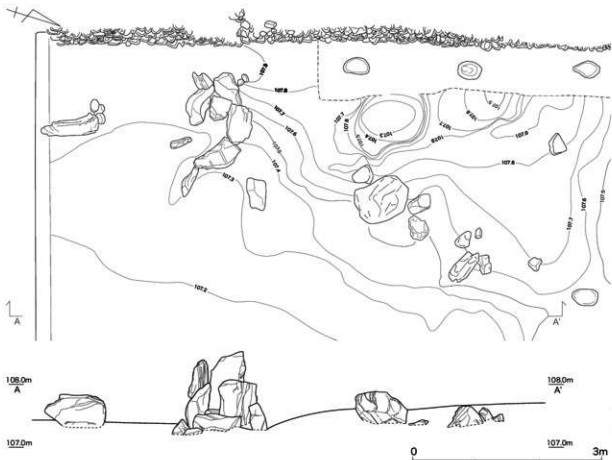


Fig.55 庭園遺構詳細図

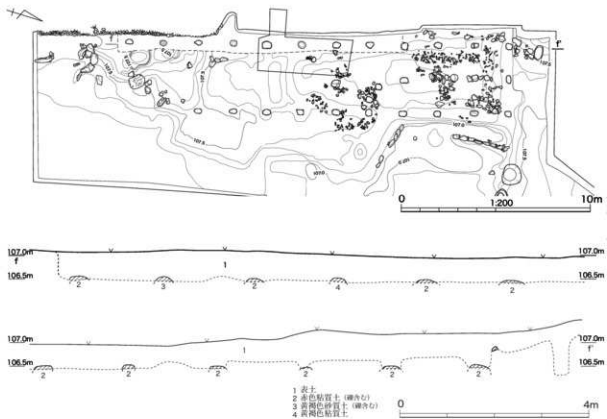


Fig.56 礎石建物詳細図

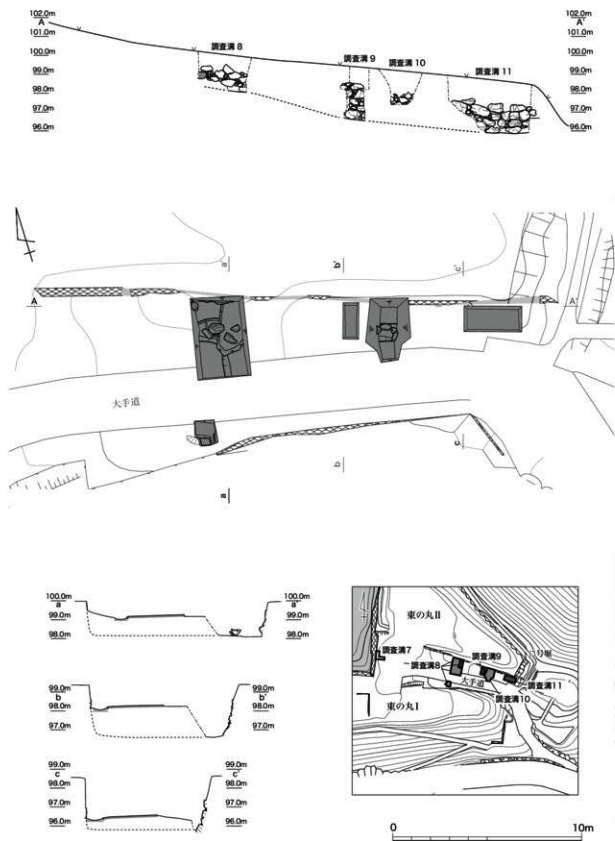


Fig.57 大手道発掘調査詳細図

第3章 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の諸要素

第1節 城跡をめぐる価値の総体

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡は、戦国期から織豊期を中心に機能した城跡である。両城が城郭として使われていた永禄3年(1560)頃から遅くとも元和元年(1615)まで使われた遺構群と関連する要素を「城跡の本質的価値」と捉える。ここでは、両城の適切な保存活用をはかる前提として、両城の立地の特徴や築城以前の状況、廃城後の要素についても検討し、両城における価値の総体を示す。

1 立地の特徴と前身城郭

地 形 二俣城跡及び鳥羽山城跡が立地する浜松市天竜区二俣は、天竜川が山間地を切り抜け平野部に至る転換地に位置する。18世紀末まで両城の間には二俣川が流れており、3方向を川で挟まれた天然の要害の地であった。両城は、二俣川を挟んで500mほどの至近距離にあり、互いに目視できる関係にある。

自然環境 史跡指定地は、中央構造線とつながる多彩な地質地形、天竜川とつながる渓谷美が評価され天竜奥三河国定公園に指定されている。

国定公園内は、複雑な地殻活動と火山活動によって変化にとんだ先行性の河川である天竜川が深い谷を刻んでおり、渓谷美の風致景観を有している。史跡の立地する国定公園の南端部の植生はスギ、ヒノキの植林地にクヌギ、コナラなどの2次林が点在し、湿地性植物のほか温帯、暖帯、亜熱帯の特徴を示す1,000種類以上の植物が自生している。両城跡にはソメイヨシノ、モミジの植栽がみられる。鳥類は、ブッポウソウ、ホトトギス、キジ、ワシタカ類のほかサンコウチョウなど100種を超過する種類が確認されている。

経済的基盤 両城が築かれた地は、水運に適した天竜川と秋葉街道が交わり、南北には信濃や遠江北部と浜松(引馬)、遠州灘を繋ぎ、東西には三河、遠江東部を結ぶ交通の要衝であった。両城の眼下には川湊もかかえる二俣城下町が広がり、城郭の経営を支える経済的な基盤をなしていた。

笹岡城 笹岡城は二俣城の北北東1.8kmに位置する二俣城の前身城郭である。史料上の初見は建武5年(1338)であり、その後、永禄年間(1558～1570)まで機能していたものとみられる。本城山の詰め曲輪、麓の本曲輪、南曲輪などの諸施設がある。

2 戦国期の特徴

二俣城の曲輪群 二俣城の正確な築城年代は不明瞭であるが、永禄3年(1560)の桶狭間の戦いを契機に城郭機能が本格的に整備されたものと考えられる。二俣城にみられる堀をはじめ、曲輪や土塁、虎口といった基本的な構造は、今川氏から徳川氏へと二俣城の領有が移り、徳川氏と武田氏の間で激しい攻防戦があった頃の遺構群と捉えられる。

二俣城南の丸 二俣城の南の丸ⅠやⅡは、後の時代の大きな変化がみられず、尾根に沿って連なる曲輪が良好に遺存している。北側に続く二の丸、本丸との標高や規模の違いは、戦国期における二俣城跡の縄張りの特徴をよく示している。

二俣城の城内通路 二俣城跡の城内通路は城下町に繋がる東側経路（大手筋）と川口から本丸に至る西側経路の2方向に開かれている。東側経路は今後の発掘調査によってその詳細を明確にしていける必要があるが、西側経路は、二俣城の中でも最大の堀である三号堀を経路として使い、東向きから西向きに大きく反転する巧みな設計理念がみいだせる。

鳥羽山城跡の曲輪群 鳥羽山城跡についても堀や曲輪といった城郭遺構の基本的な構造は、徳川氏と武田氏による攻防の時期やその後の徳川氏の領有期に形成されたものと考えられる。

砦跡群 徳川氏と武田氏の攻防に用いられた砦群として、鳥羽山の山塊に連なる鳥羽山城跡中央群及び東群の遺構をはじめ、毘沙門堂砦跡、和田ヶ島砦跡、蛭原砦跡などがあげられる。

3 織豊期の特徴

織豊系城郭 二俣城及び鳥羽山城は、天正18年（1590）に豊臣秀吉配下の堀尾氏が領有した後、旧来の施設に加えて、天守台や石垣、庭園遺構をはじめとした特徴的な遺構群が構築された。それまでの土づくりの城郭からの改変を示すもので、戦国期の城から織豊系城郭に変わる城郭の変遷過程を良く示している。

二俣城の天守台と石垣 二俣城に築かれた織豊期の遺構としては、本丸に構築された天守台が最も特徴的である。その他、石垣は本丸の土塁、二の丸東側大手筋、西の丸1などにみられる。また、本丸中仕切門や搦手門、二の丸の大手門などの虎口も石垣を備えている。

鳥羽山城の庭園遺構 鳥羽山城に築かれた織豊期の遺構としては、本丸に構築された庭園遺構がある。鳥羽山城に居住空間があったことを如実に示す遺構である。

鳥羽山城の大手道 鳥羽山城には最大幅9mに及ぶ大規模な大手道がある。この城が通常の軍事拠点ではないことを物語る。

鳥羽山城の石垣 鳥羽山城の本丸には大手門、搦手門、東門の3箇所の出入口が認められる。その形状はそれぞれ独自性があるが、土塁の端部には石垣が構築されている。また本丸土塁の北側及び西側には鉢巻石垣と腰巻石垣が上下2段にわたって築かれている。腰巻石垣は南側にも存在する可能性があり、その東端は大手道の石垣に繋がっている。また、大手道の両側にも石垣がある。

機能分化 堀尾氏の領有以後、二俣城と鳥羽山城の間には機能分化が進む。その実態は両城に残る特徴的な遺構群によって、知ることができる。二俣城については複雑に曲輪が展開し、天守を備えた軍事拠点としての機能を示す一方、鳥羽山城については、開放的な大手道や庭園遺構など、居館としての性格がみいだせる。

眺望の差 両城の違いは本丸からの眺望にも反映されている。二俣城の天守台は天竜川の流れを意識した位置に構築されており、天竜川を行き交う舟運の掌握が重要であったことがうかがえる。一方、鳥羽山城については、本丸の南側から天竜川平野を一望に眺めることができる。南に遠く浜松（引馬）や遠州灘を望める景観は、鳥羽山城の開放的な特徴を際立たせている。

浜松城 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の本質的価値を理解するうえで欠かせないのが、堀尾氏の本城であった浜松城である。堀尾氏領有期においては、浜松城を本城とし、二俣城及び鳥羽山城を支城とする関係にある。浜松城は、二俣城・鳥羽山城の南南西約18kmに位置する。城郭としての基礎構造は、元亀元年（1570）に始まる徳川家康の築城に溯るが、石垣を備えた織豊系城郭としての遺構構築は、天正18年（1590）以後の堀尾吉晴によるものである。

4 江戸時代以降の特徴

隅角の崩壊 二俣城及び鳥羽山城は、遅くとも元和元年（1615）には廃城とされた。両城は江戸時代を通じて、畑地などに使用される。城郭としての機能が停止した後、遺構の崩壊も進行したとみられるが、両城における石垣隅角の崩落は廃城以後の変化を示すものといえる。石垣隅角の崩壊は鳥羽山城においてとくに顕著であり、「破城」や「城割」と呼ばれる破却行為があった可能性がある。

石垣の積み直し 二俣城及び鳥羽山城に廃城後の破却行為がどの程度あったかは必ずしも明確ではないが、江戸時代以降、両城の石垣は積み直されている。記録がみいだせないものについては、修復された時期は不明であるが、二俣城天守台については、上半部や北側面において石垣が再構築されている。また、二俣城大手門北側石垣は、基底部分から全く新しく復元的に構築されたものである。江戸時代以降、二俣城跡については、城跡としての認識が高く、地元の城を顕彰する行為があったものと考えられる。一方、鳥羽山城跡についても、現代の公園整備に伴い、石垣の修復がなされた部分がある。

城跡としての認識 18世紀以降、地元で作成された村絵図には、二俣城跡の天守台が強調的に表現されており、城跡であるとの認識が明確にうかがえる。郷土の国学者、内山真龍が著した『遠江国風土記伝』（1799年）には、二俣城の縄張りか図入りで解説されている。

宗教空間 二俣城跡二の丸にある城山稲荷神社は遅くとも宝暦10年（1760）には、二俣城跡の中に築かれていた。また、二俣城跡北の丸に旭ヶ丘神社は昭和29年（1954）に現在地に遷座した。この2社は、二俣城跡が廃城後に顕著になった「場の公共性」を伝える施設といえる。

公園整備 二俣城跡及び鳥羽山城跡がもつ「場の公共性」は、昭和時代には公園としての整備に至る。昭和12年（1937）に地域の観光協会や青年団などの有志が鳥羽山城跡への観光開発を始め、昭和26年（1951）、鳥羽山公園が供用を開始している。鳥羽山城跡はその後も野外活動拠点として宿泊所、野外劇場、鳥獣の飼育小屋などが整備された。二俣城跡は、昭和36年（1961）に旧天竜市の史跡に指定され、城山公園として便益施設が設けられている。この間、両城跡に石碑や句碑が建てられ、サクラなどの植栽も施された。

5 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡をめぐる価値の総体

ここまでに触れてきたように、史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の重要性を示す本質的価値とその理解を助ける主要な特徴や要素は、時代の重層性と地域的な広がりをもつ。ここでは、次のとおり、史跡をめぐる価値の総体として位置づける。

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡をめぐる価値の総体

- 天竜川と秋葉街道が交わる二俣という地域の特性をもつ場に築かれた城跡
二俣川旧流路、天竜川水運と秋葉街道、二俣城下町
天竜川・秋葉街道の眺望、両城間の眺望、笹岡城
自然環境
- 戦国期から織豊期の推移をたどることができる城跡
戦国期の遺構 周辺砦跡群 織豊期の遺構 清瀧寺 浜松城
- 場の公共性としての特性を伝える城跡
廃城と城跡の認識 積み直し石垣 宗教施設 公園施設等

第2節 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡にかかわる構成要素

二俣城跡及び鳥羽山城跡には前節に触れたような「価値の総体」がみいだせる。一方、史跡指定地にまつわる構成要素については、(Ⅰ)城跡の本質的価値を構成する要素、(Ⅱ)城跡の本質的価値を継承する要素、(Ⅲ)その他の要素に区分し、下表のとおり整理する。

(Ⅰ)城跡の本質的価値を構成する要素とは、立地する地形を基礎とし、両城が城として機能していた戦国期とそれに続く織豊期の遺構群をさす。また、これらの要素を補完するものとして、出土品を取り上げる。

(Ⅱ)城跡の本質的価値を継承する要素とは、江戸時代以降に形成された城跡関連遺構をさす。積極的な破却行為を認めるかは評価が分かれるものの、隅角を中心として崩落した石垣については、廃城後の歴史的経緯を示す可能性を考慮する。また、江戸時代から現代にかけて積み直しされた石垣についてもここに含めて捉える。

(Ⅲ)その他の要素には、史跡内にある構造物や植物のほか自然環境、自然景観を取り上げる。また、宗教施設や公園施設や植栽、その他構造物等を加える。

下表に示す史跡を構成する(Ⅰ)～(Ⅲ)の諸要素については、114頁、Fig.81に示すとおり、保存活用整備の区域区分にと対応する。

Tab.16 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡をめぐる諸要素

| 区 分 | 要 素 | | |
|---------------------|-------------------------|---------------------------|---|
| | 二俣城跡 | 鳥羽山城跡 | |
| (Ⅰ) 城跡の本質的価値を構成する要素 | 自然地形 | 城郭が立地する地形 | |
| | 戦国期の特徴を示す要素 | 堀、土塁、曲輪等、城内通路、地下遺構 | |
| | 織豊期の特徴を示す要素 | 石垣、天守台、中仕切門礎石、地下遺構 | |
| | 城跡の本質的な価値を補完する要素 | 出土品 | |
| (Ⅱ) 城跡の本質的価値を継承する要素 | 江戸時代以降に形成された城跡遺構にかかわる要素 | 崩落した石垣、積み直し石垣(大手門北、天守台上部) | |
| (Ⅲ) その他の要素 | 江戸時代以降の宗教施設 | 城山稲荷神社、旭ヶ丘神社 | |
| | 公園施設 | 城跡の本質的価値の理解を助ける要素 | 史跡説明看板 |
| | | 現代の公園整備に伴い形成された石垣 | 新たに構築された石垣 |
| | | 公園関連構造物 | 公園園路、公園看板、便益施設(トイレ、休憩所等)、電気施設、遊具、仮設トイレ等 |
| | | 植栽など | 植栽 |
| | 地域における顕彰を示す要素 | 石碑 | 句碑 |
| | 自然景観を形成する要素 | 公園植栽以外の植物等 | |
| | 現代の生活にかかわる構造物 | 個人等所有構造物 | 個人等所有構造物、鉄塔 |
| | 斜面地を保護する構造物 | 斜面地の擁壁 | |